 オーストラリア投資環境

2019年10月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

- 【I-1】主要国経済指標P.3
- 【I-2】基礎データ・概況P.4
- 【I-3】経済構造P.5
- 【I-4】経済・産業の特徴P.8
- 【I-5】経済情勢P.9
- 【I-6】政治情勢P.12
- 【I-7】経済発展上の課題P.13
- 【I-8】経済発展上の強みP.14
- 【I-9】直接投資動向P.15
- 【I-10】投資先としてのポテンシャル総括P.20

II. 投資関連情報

- 【II-1】労働関連情報P.22
- 【II-2】会計・税務関連情報P.24

III. 拠点設立

- 【III-1】進出形態P.27
- 【III-2】拠点設立フローP.29
- 【III-3】現地費用P.31
- 【III-4】口座開設P.32

IV. 各種規制・恩典・参考情報

- 【IV-1】外資規制P.34
- 【IV-2】投資誘致P.36
- 【IV-3】資金調達P.40

V. その他

- 【V-1】各州概要P.42
- 【V-2】オーストラリアのFTA・EPA締結状況P.52
- 【V-3】みずほ銀行のご案内P.53
- 【V-4】業務提携P.54

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【 I - 1】主要国経済指標

国名	米国	中国	日本	ドイツ	フランス	英国
人口(百万人)	327.4	1,395.4	126.5	82.9	64.7	66.4
名目GDP(億USD)	205,803	133,681	49,718	39,513	27,802	28,288
実質GDP成長率(前年比)	2.9	6.6	0.8	1.5	1.7	1.4
1人あたりGDP(USD)	62,869	9,580	39,304	47,662	42,953	42,580
2019年GDP成長率見込	2.4	6.1	0.9	0.5	1.2	1.2
信用格付(S&P) as of Oct 2019	AA+	A+	A+	AAA	AA	AA
国名	ブラジル	ロシア	イタリア	インド	カナダ	オーストラリア
人口(百万人)	208.5	146.8	60.5	1,334.2	37.0	25.2
名目GDP(億USD)	18,678	16,573	20,759	27,187	17,125	14,200
実質GDP成長率(前年比)	1.1	2.3	0.9	6.8	1.9	2.7
1人あたりGDP(USD)	8,959	11,289	34,321	2,038	46,290	56,420
2019年GDP成長率見込	0.9	1.1	0.0	6.1	1.5	1.7
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BB-	BBB-	BBB	BBB-	AAA	AAA
国名	スペイン	メキシコ	韓国	インドネシア	トルコ	オランダ
人口(百万人)	46.4	124.7	51.6	264.2	82.0	17.2
名目GDP(億USD)	14,275	12,221	17,205	10,225	7,713	9,145
実質GDP成長率(前年比)	2.6	2.0	2.7	5.2	2.8	2.6
1人あたりGDP(USD)	30,733	9,797	33,320	3,871	9,405	53,228
2019年GDP成長率見込	2.2	0.4	2.0	5.0	0.2	1.8
信用格付(S&P) as of Oct 2019	A	BBB+	AA	BBB	B+	AAA

(注)1. 2019年GDP成長率見込および斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A :当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい

BBB:当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い

BB :他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

【 I - 2】基礎データ・概況

オーストラリア基礎データ

【国名】	オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)
【人口】	約2,517万人 (2018年IMF)
【面積】	約769.2万Km ² (日本の約20倍、世界第6位)
【首都】	キャンベラ 人口:約40.9万人 (2017年3月時点、ACT全域)
【言語】	英語
【民族】	アングロサクソン系等欧州系が中心
【宗教】	キリスト教52%、無宗教30% 等
【通貨】	オーストラリアドル
【政治】	立憲君主制 国家元首:エリザベス二世女王 (英国女王兼豪州女王) ただし連邦総督が王権を代行 議会:二院制
【GDP】	名目:1兆4,200億ドル (2018年IMF) 1人あたり:56,420ドル (2018年IMF) 実質GDP成長率:2.7% (2018年IMF)
【主要産業】	鉱業 (鉄鉱石・石炭)、サービス業 (金融、保険、不動産等)



オーストラリア概況

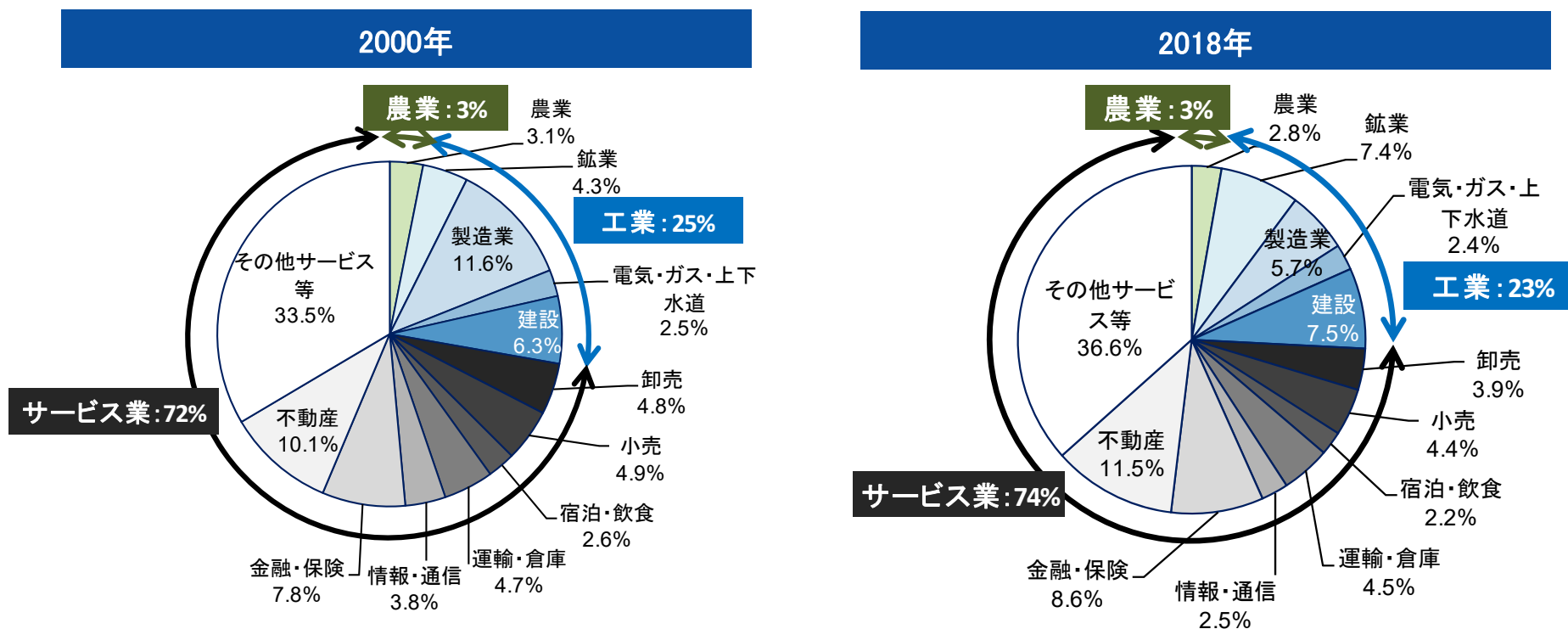
- 南半球に位置する、6つの州と2つの特別地域からなる連邦制の国。石炭・鉄鉱石を始めとする天然資源に恵まれた、世界有数の資源国
- 積極的に移民受け入れを行ってきた国であり、全人口に占める海外出身者の割合は27.7% (2013年6月末時点)
- 2013年9月の総選挙で保守連合が労働党に勝利し、6年ぶりに政権が交代
- 2014年7月、日本と豪州は日豪経済連携協定 (EPA) に署名、2015年1月発効
- 2019年5月に総選挙を実施。拡張的な財政政策を掲げた保守連合が勝利

(出所)IMF資料等より みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ 天然資源に恵まれた、世界でも有数の資源国。広い国土と気候にも恵まれ、農業・牧畜業も盛ん
- ◆ 広大な国土と少ない人口に加え、主要都市間の距離が離れていることから物流面でのネックもあり、製造業はあまり発展していない。また人件費高騰などを背景に自動車メーカーが生産から撤退し、更に製造業には痛手
- ◆ 金融、保険、不動産サービスなどのサービス産業を中心とした第三次産業のウェイトは高い

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

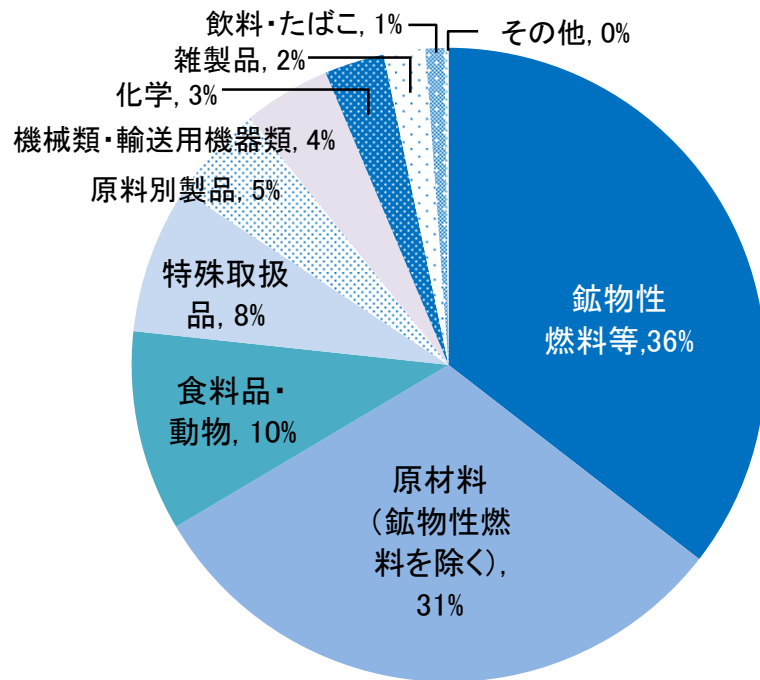


(出所) ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

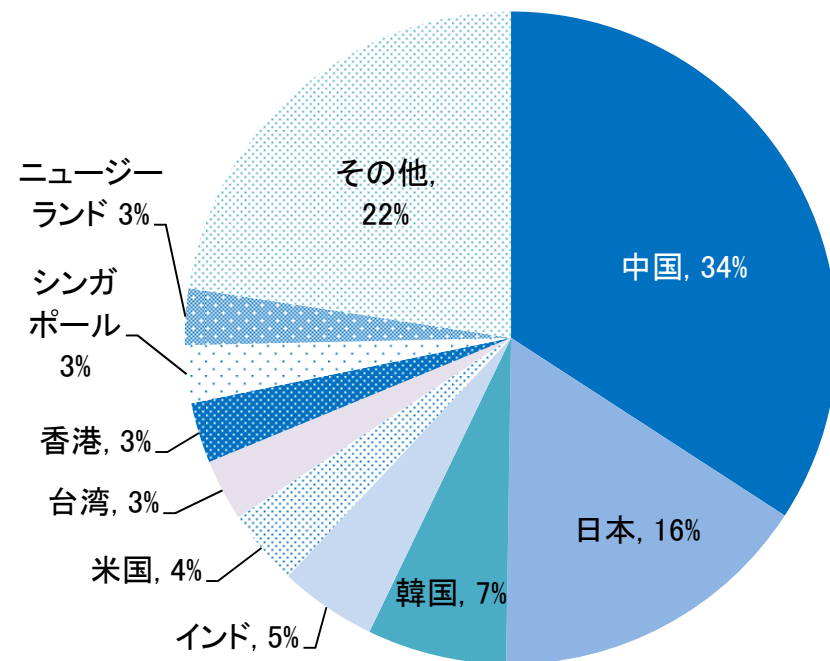
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ オーストラリアの貿易は、基本的に一次産品を輸出し、高度加工製品を輸入するという構造が長く続いている鉄鉱石などの原材料や石炭などの鉱物性燃料がともに輸出全体の3分の1を占める
- ◆ 輸出相手国・地域別にみると、中国、日本、韓国の上位3カ国で全体の5割以上を占め、ASEANを含めた場合には6割以上とアジア地域との結びつきが強くなっている

財別輸出内訳(2018年)



国別輸出内訳(2018年)

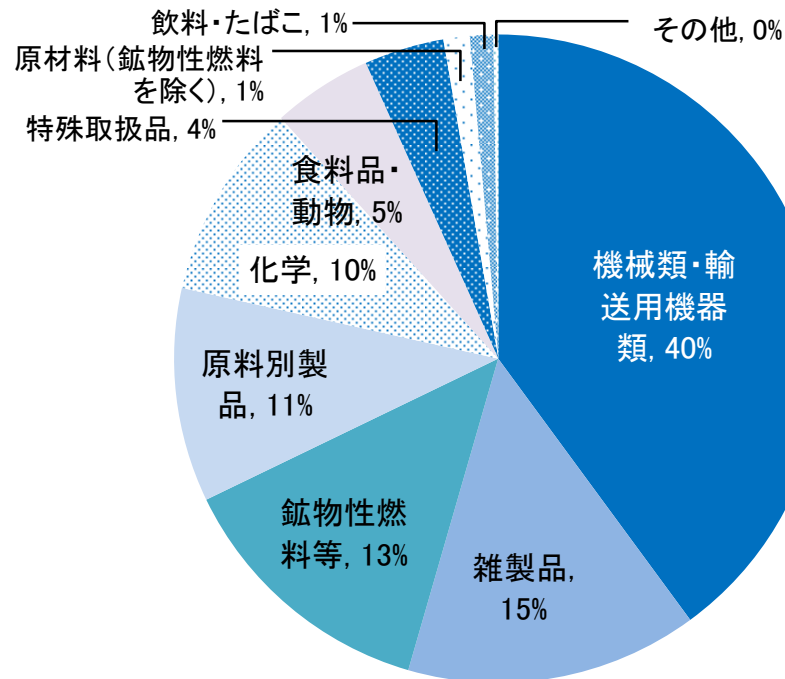


(出所)オーストラリア統計局より みずほ総合研究所作成

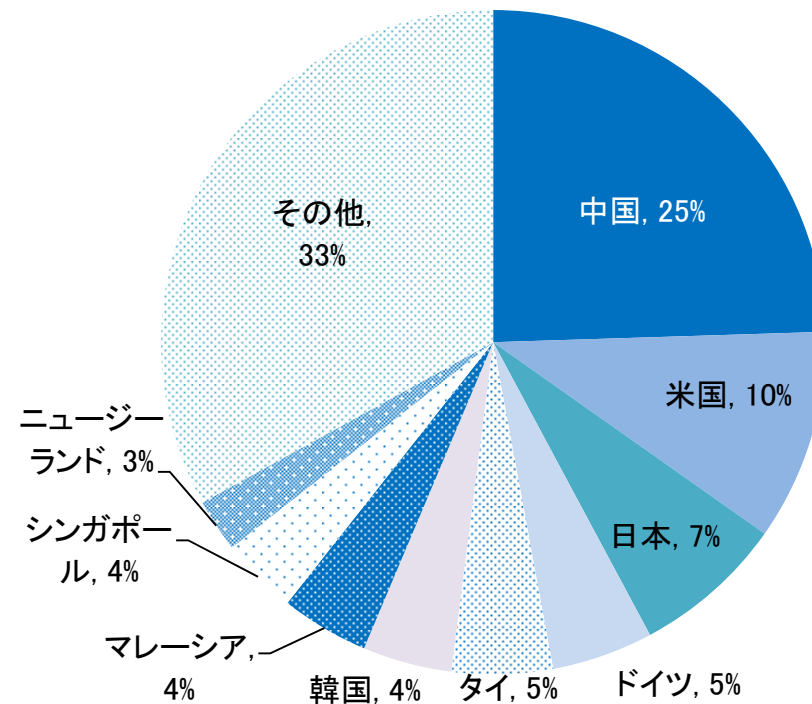
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ 輸入については、機械類・輸送用機器類が4割を占めることや、原油生産が少ないため、燃料(原油)の割合が大きい特徴
- ◆ 輸入相手国・地域別にみると、中国、米国で全体の1/3以上のシェアを占めている。豪中FTAの影響で、豪中間の貿易は増加すると考えられる

財別輸入内訳(2018年)



国別輸入内訳(2018年)



(出所)オーストラリア統計局より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】経済・産業の特徴

- ◆ 農林水産業: 農業・牧畜業が盛ん。アグリビジネスの成長に期待
- ◆ 鉱業・エネルギー: 鉄鉱石の輸出量は世界1位。ただし、資源に景気全体が左右される側面も
- ◆ サービス業: 高い購買力や人口増加を背景にサービス分野も発達

主要産業の特徴と動向

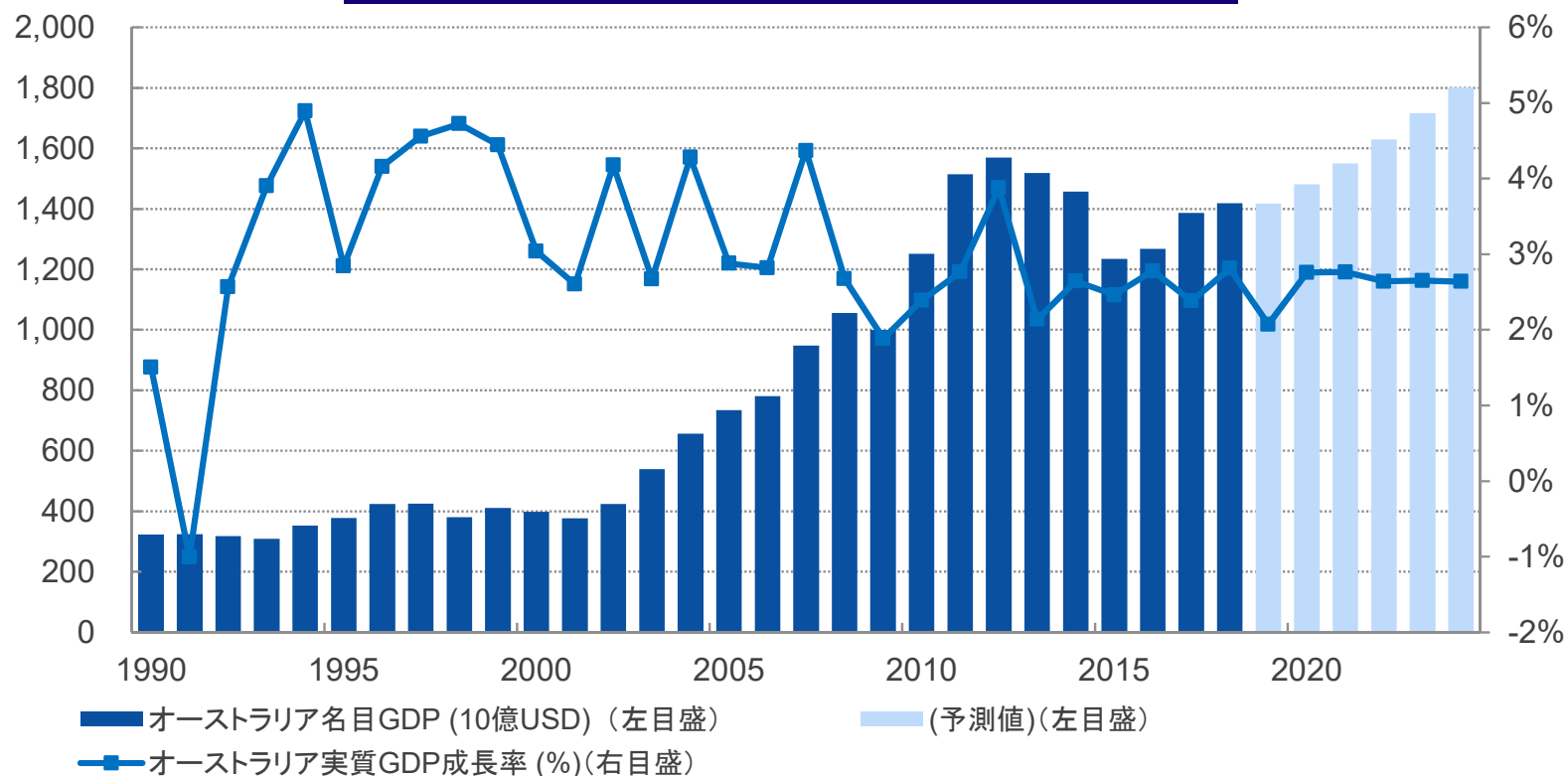
	農林水産業	鉱業・エネルギー	サービス産業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業 <ul style="list-style-type: none"> －国土面積のほぼ半分が農地 －作物では穀物(大麦、小麦、米)、畜産物では牛肉、羊肉、羊毛が有名なほか、酪農業も盛ん ◆ 林業 <ul style="list-style-type: none"> －国土の2割弱が森林(大半は天然林) －主な輸出品目は製材用、ウッドチップ、紙製品 ◆ 水産業 <ul style="list-style-type: none"> －甲殻類(エビ、ロブスター)、軟体類(カキ、アワビ)などが豊富 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 石炭 <ul style="list-style-type: none"> －国内の総発電量の約13%は石炭による －世界の可採埋蔵量の9%を有す ◆ 鉄鉱石 <ul style="list-style-type: none"> －生産量の9割が輸出向け －鉄鉱石の輸出量は世界1位 ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> －石油、天然ガスの他、非鉄金属(銅、亜鉛、鉛、金、ニッケル、アルミ等)も生産している 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 金融・保険 <ul style="list-style-type: none"> －銀行、ノンバンク、保険会社、証券会社、資産運用会社など ◆ 建設・不動産 <ul style="list-style-type: none"> －自己居住用および投資向けに好調だった住宅市場に調整圧力 ◆ 情報通信 <ul style="list-style-type: none"> －移動通信サービス、インターネットサービスの利用拡大が進む
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2015年6月に締結された豪中自由貿易協定をはじめとした各国との自由貿易協定の締結が追い風となり、輸出・生産共に増加傾向 ✓ オーストラリアのアグリビジネスは今後も成長が見込まれることから、海外からの投資も活発。様々な国がM&Aや工場建設等大型の投資を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 数年前までは資源分野が経済成長を牽引してきたが、資源価格下落や中国経済減速の影響を受け、資源ブームに陰りが見られる ✓ 一方で再生可能エネルギーはここ10年で6.8%成長しており、政府の気候温暖化対策や公的支援に後押しされ投資に拍車がかかることが期待されている 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年、豪ドル安進行に伴い海外からの観光客や留学者数が大幅に増加。小売、宿泊、飲食施設などの売上げが拡大している ✓ 高い購買力や人口増加率を背景に、海外からのサービス分野への投資も増加傾向 ✓ バブル抑制のローン規制や外国人購入規制で、住宅市場は2018年から軟化

(出所) シドニー日本商工会議所資料、EY「情報センサー」、日豪プレスより みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 2000年代は中国を中心とする新興国における旺盛な資源需要を背景に、景気が拡大。実質GDPは1991年から2018年にかけて27年連続のプラス成長で、世界最長の景気拡大。2018年1人あたりGDP 56,420米ドル(IMF)は世界第9位の高水準

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢②～短期見通し

- ◆ 今後の景気も力強さを欠く展開を予想。労働需給の緩みにより、所得の改善は足踏みするとみられ、個人消費は引き続き精彩を欠く見込み。規制強化の影響により、住宅投資も冴えない動きが続くとみられる
- ◆ 輸出は、開発プロジェクトの進捗により、LNGなどの資源分野が持ち直すが、世界経済がピークアウトするなかで米中貿易摩擦の影響も徐々に顕在化し、全体としてみれば力強さを欠くだろう。また、貿易摩擦を始めとする世界的なリスクは、企業マインドの悪化に繋がり、悪影響が設備投資などの企業活動にも波及するとみられる

経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所) 各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢③～中長期見通し

- ◆ 中長期的には良好なビジネス環境や高い労働力人口の伸びなどを背景に安定した成長率が続く見通し
- ◆ 中国やASEANなど新興国の高成長が見込まれるため、引き続き一定の資源需要が期待できることから、資源輸出も成長の支えになるとみられる

経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

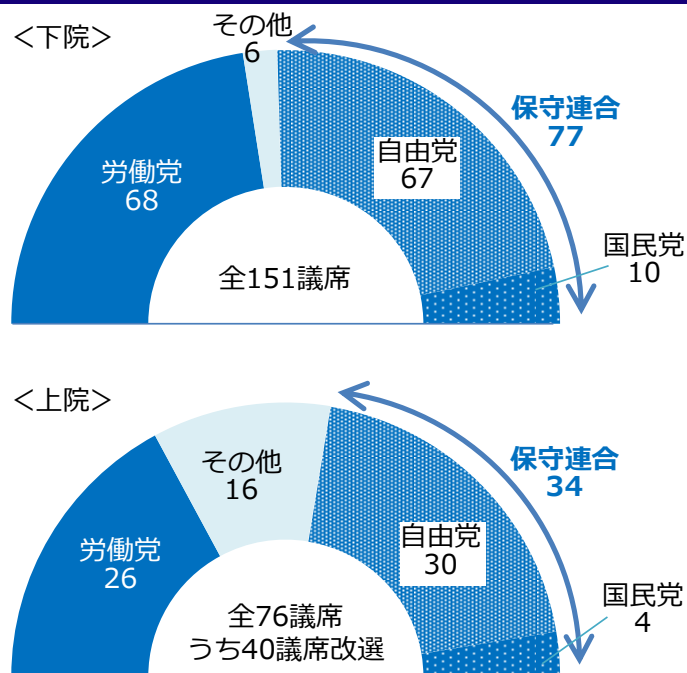
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所) 各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【 I -6】政治情勢

- ◆ オーストラリアの連邦議会は上下院の二院制を採用。上院議員の任期は6年間で3年ごとに半数を改選、下院議員の任期は3年間となっており、上下院の選挙が同日に行われることが慣例化。保守連合（自由党、国民党）と労働党の2大政党が政権を争う体制が形成されている
- ◆ 2013年9月の総選挙で保守連合が労働党に勝利し、6年ぶりに政権が交代。2016年7月の上下両院解散総選挙では、与党の保守連合が辛勝。2018年9月にターンブル前首相が退陣し、モリソン前財務相が新首相に就任。
- ◆ 2019年5月18日に行われた総選挙では、事前予想を覆し、拡張的な財政政策を掲げた保守連合が勝利

2019年の選挙結果



(出所)オーストラリア連邦議会より みずほ総合研究所作成

自由党が選挙戦で掲げた政策

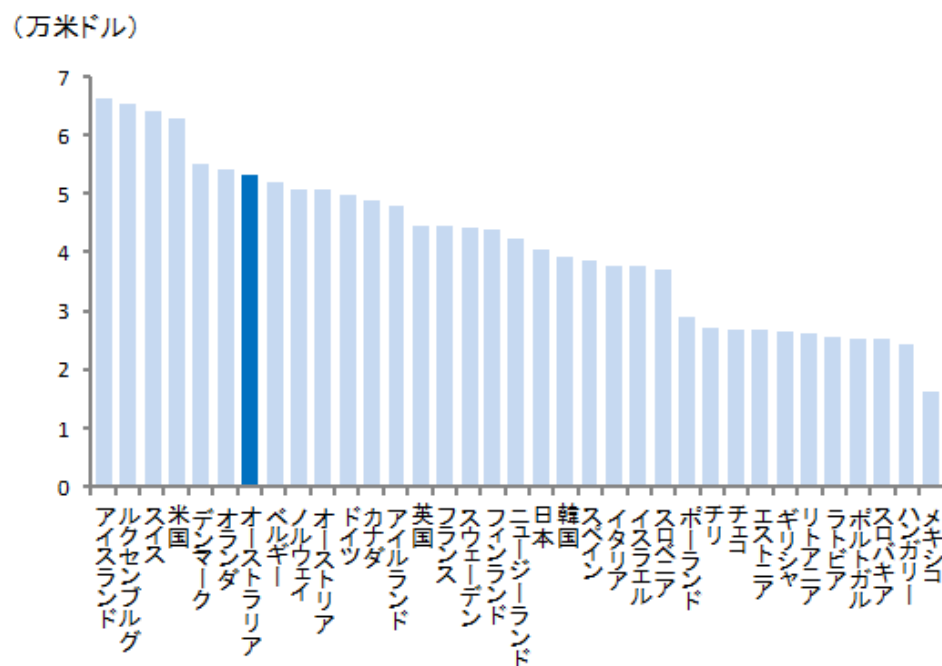
幅広い所得階層に対し所得減税(今後10年間で1,580億豪ドル規模)
中小企業の法人税減税 (2021/22年度に25%まで引き下げ)
中小企業を対象に即時減価償却の上限を現行の2万から3万豪ドルに引き上げ (以前の案: 2万5千豪ドル)
10年計画のインフラ開発に1,000億豪ドル規模を拠出 (以前の案: 750億豪ドル)
メルボルンの混雑解消に向けて道路拡張などに1億5,450万豪ドルを拠出
女性の雇用促進 (今後4年で1億1,900万豪ドル)
低所得者・年金受給者向け現金給付
R&D減税総額の削減 (4年間で20億豪ドル)
公立病院の拡充に向け、今後4年間に12億5,000万豪ドルの拠出

(出所)各種報道より、みずほ総合研究所作成

【 I - 7】経済発展上の課題

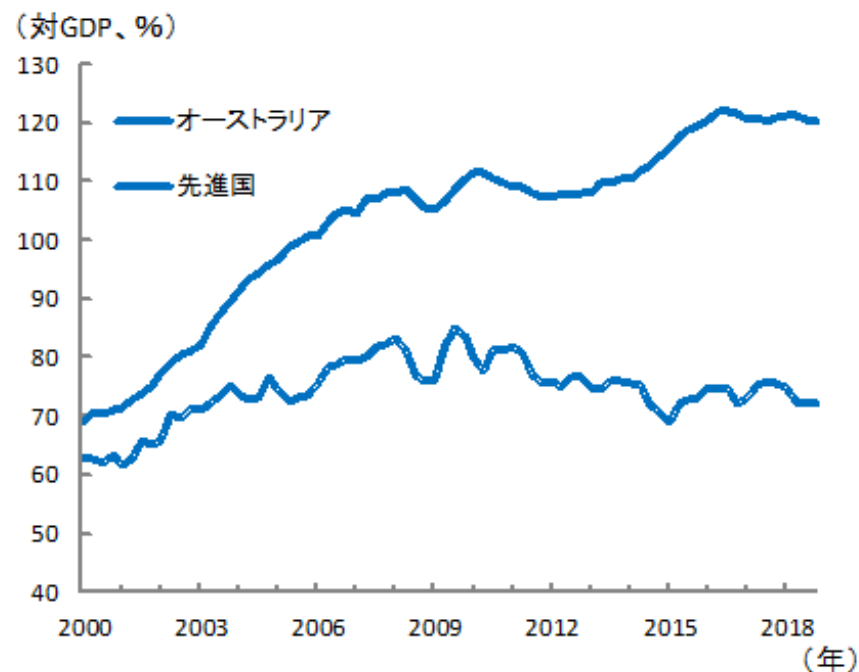
- ◆ 他のOECD加盟国と比較しても、賃金は高い水準にある。一部の自動車関連企業は人件費高を背景にオーストラリアから撤退しており、今後も高コストが外資系企業の進出の妨げとなる可能性がある
- ◆ 住宅価格の高騰や金利の低下を背景に、家計部門の債務は増加。家計債務の積み上がりは、今後の個人消費の抑制要因になるほか、金融政策の柔軟性を損なう要因にもなりうる

平均年間賃金(2018年)



(出所)OECDより みずほ総合研究所作成

家計債務(対GDP比)

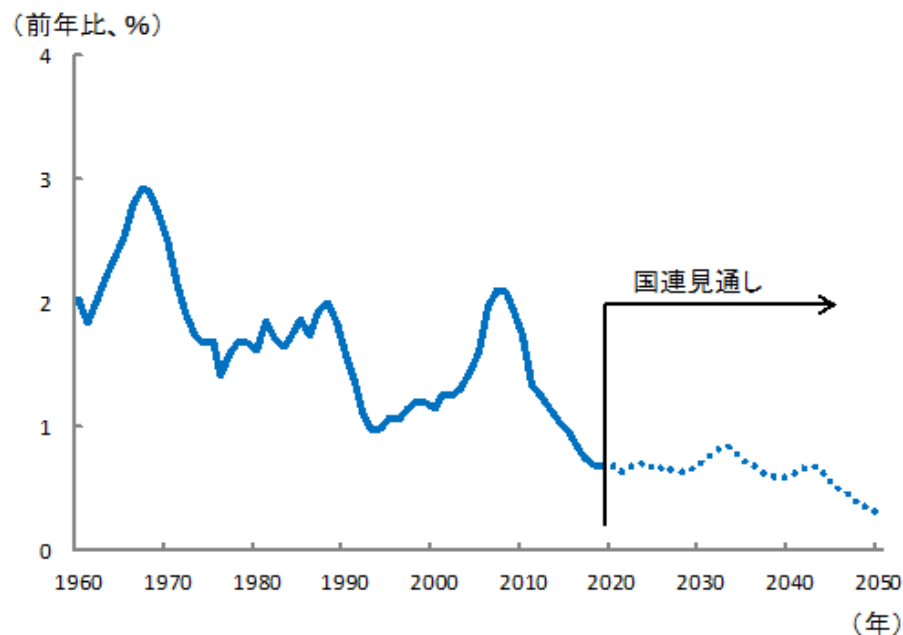


(出所)BISより みずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

- ◆ 移民の受入を積極的に行っており、先進国でありながら生産年齢(15~64歳)人口の見通しは引き続き良好。先進国の中でも高い人口増加率を維持しており、移民の経済成長への寄与は大きい
- ◆ また、世界銀行が公表するビジネスのしやすさランキングでは上位に位置(世界14位、2020年版)しており、ビジネス環境は世界的に高く評価されている。日本(同29位)と比較すると、法人設立や信用供与といった面で大きくリード。また、洗練されたインフラがあることなども強み

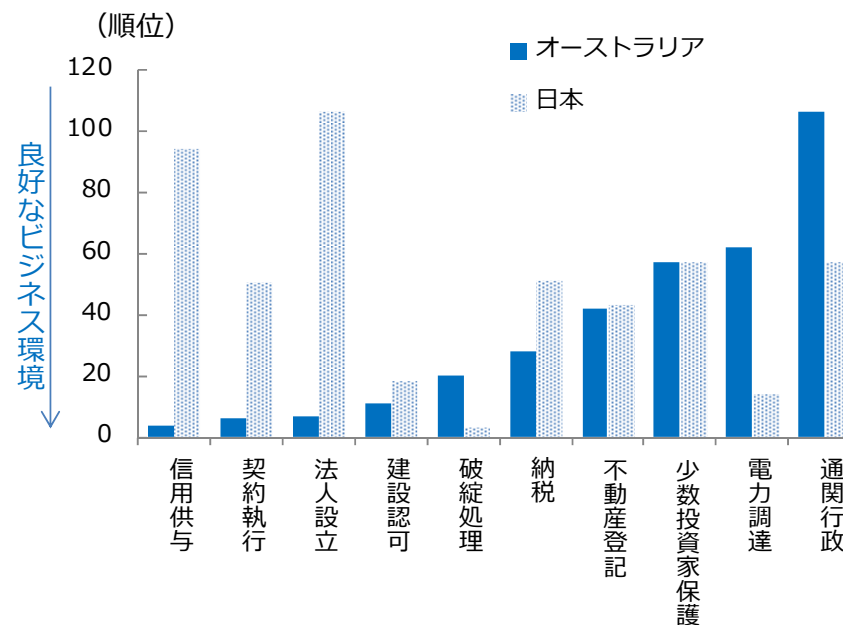
生産年齢(15~64歳)人口の増加率



(注)2019年以降は予測値

(出所)国連人口部より みずほ総合研究所作成

ビジネスのしやすさ(2020年版)

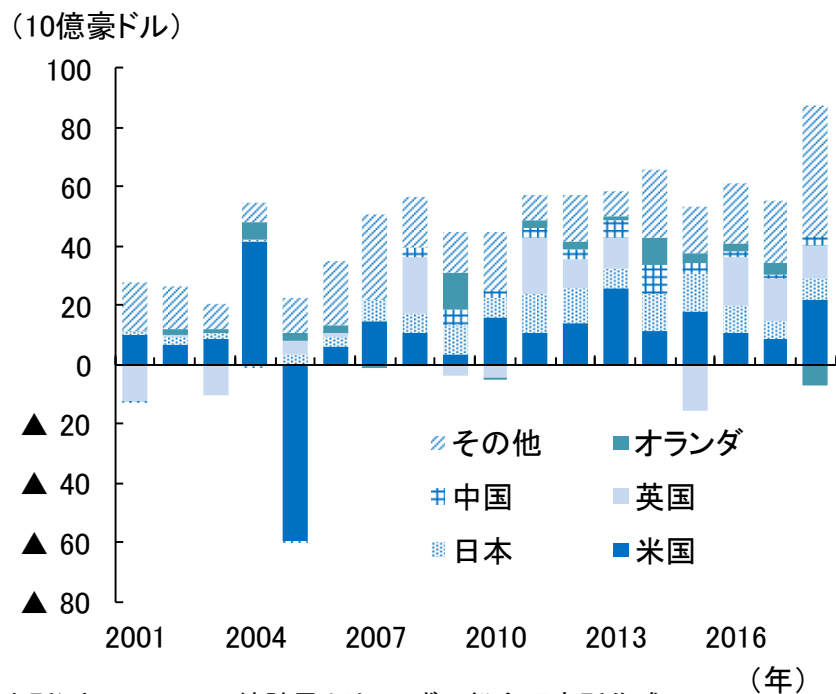


(出所)World Bankより みずほ総合研究所作成

【 I - 9】直接投資動向①～世界からの投資

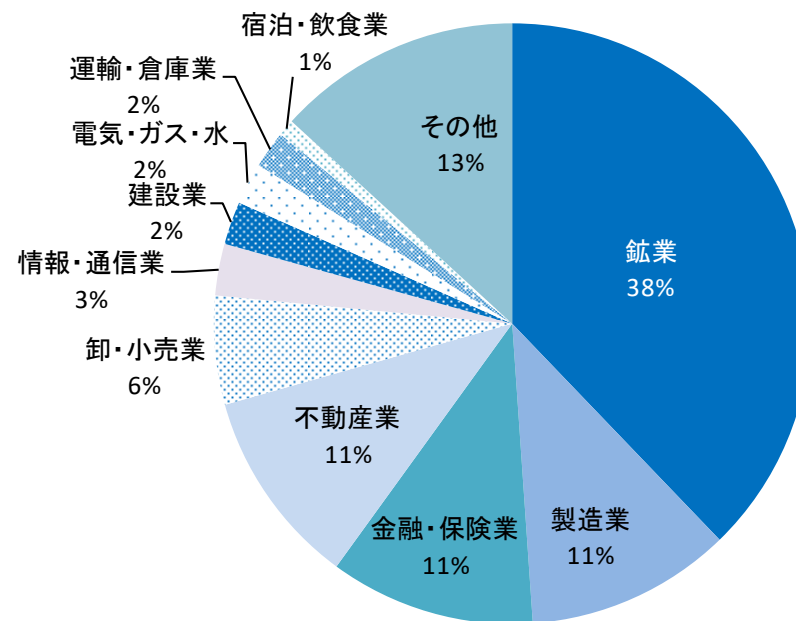
- ◆ 2018年の対内直接投資額(フローベース)は808億9,100万豪ドルに上る
- ◆ 国別直接投資(残高ベース)では、第1位の米国が2,143億豪ドルと、国単独では唯一2,000億豪ドルを超える。それに次いで日本が2位(1,059億豪ドル)につける。また、近年は中国による投資が拡大しており、その存在感の高まっている
- ◆ 分野別直接投資(残高ベース)の推移をみると、鉱業が高いウエイトを占めるなか、過去数年は不動産業が大きく拡大

世界からの直接投資フロー(国別推移)



(出所)オーストラリア統計局より みずほ総合研究所作成

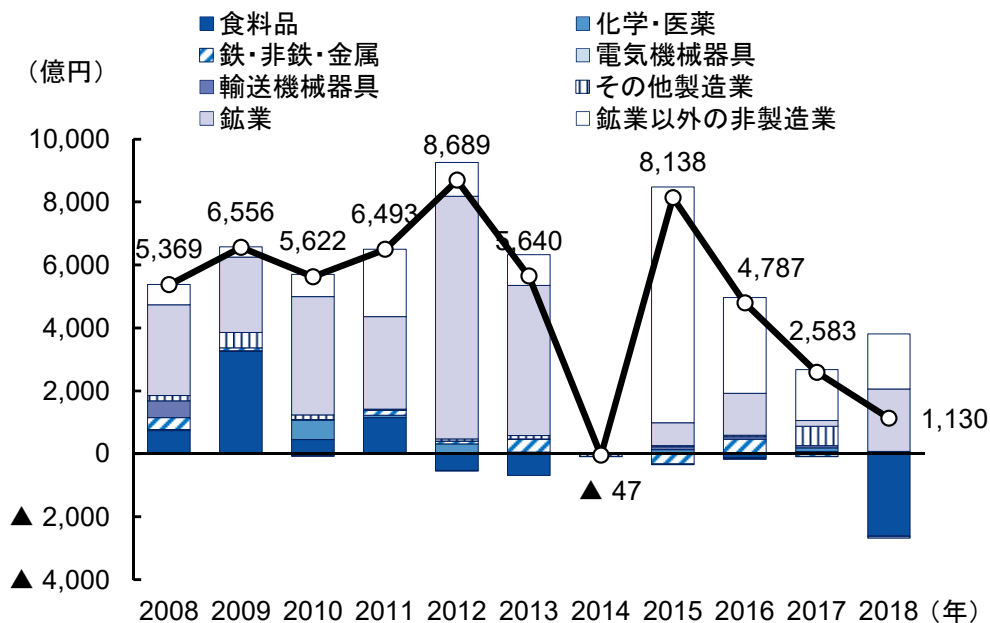
対内直接投資残高(業種別内訳、豪ドル、2018年)



【 I -9】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 日本からの直接投資フローは、2015年に日本郵便によるトール社買収の大型案件で大幅に増加、2016年には日本生命による同業MLC社買収の大型案件。2017年は、鉱業への投資の伸び悩みなどから前年比▲44.8%と大きな減少となり、2018年も食品会社の投資引き揚げを中心に引き続き減少
- ◆ これまでの投資残高を業種別に残高をみると、鉱業が55%と最もウエイトが高く、それに食料品(12%)などの製造業や、金融保険業(11%)、卸・小売業(7%)などのサービス業が次ぐ

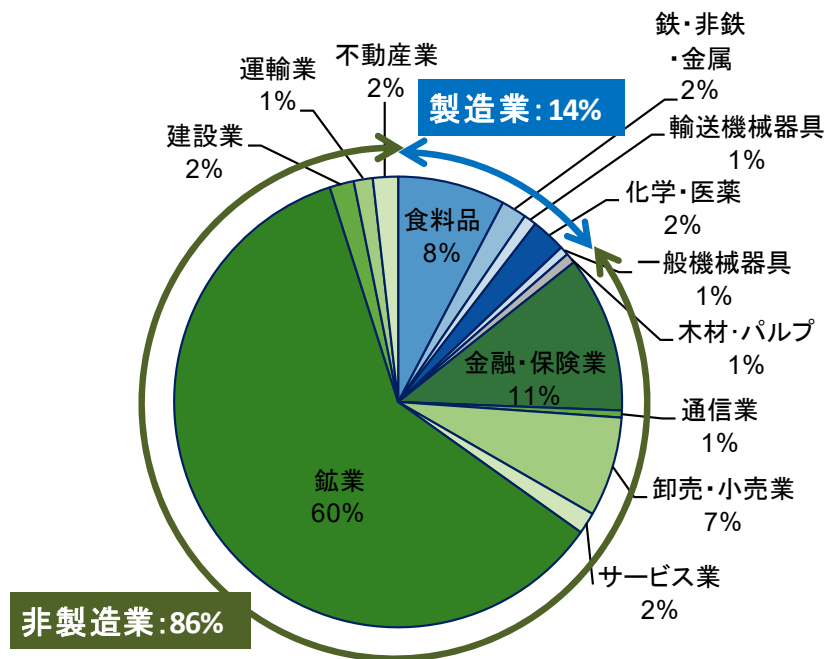
日本からの直接投資フローの推移



(注)国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

日本からの対外投資残高(業種別内訳、2018年)

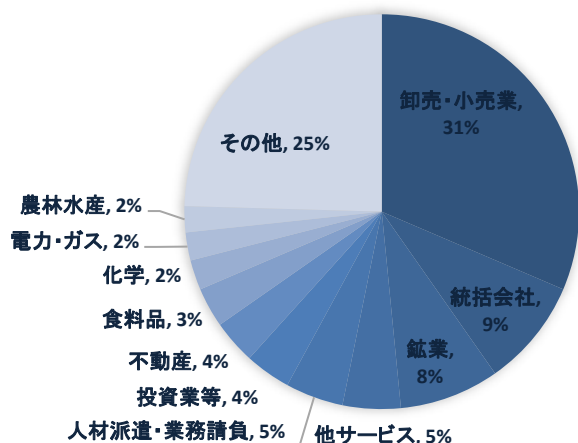


(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-9】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ 生産コストの高さから製造業の事業環境は相対的に厳しく、サービス業に比べ日系企業進出数は少ない
- ◆ 近年は、当地の人口増加率と1人あたりGDPの高さ(1人あたりGDP56,420米ドル/2018年IMF)に注目した生命保険・損害保険等の金融企業の進出に加え、成長が続く住宅・オフィス市場に着目した建設・不動産関連企業の進出が相次いでおり、大半がM&Aによる市場参入となっている

日系進出企業数データ(2019年)



その他(製造・サービス業等)	419
統括会社	54
鉱業	50
他サービス	29
人材派遣・業務請負	29
投資業等	23
不動産	22
食料品	20
化学	15
電力・ガス	14
農林水産	13
その他	150

卸売・小売業	192
電機機器卸売	48
機械卸売	37
その他卸売	23
輸送用機器卸売	17
精密機器卸売	17
食料品卸売	13
総合卸売	12
化学卸売	9
鉄鋼・金属卸売(非鉄含)	5
石油・燃料卸売	5
その他	6

(出所) 東洋経済海外日系企業進出一覧2019年度版、各社プレスリリース、報道記事より みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業の近時動向(建設・不動産)

進出時期	企業名	概要
2017年3月	鹿島建設	地場建設会社の買収(70%)
2017年7月	旭化成ホームズ	地場戸建住宅建設会社との資本提携(40%)
2017年11月	三菱地所	メルボルンの大型タワーマンション開発事業へ参画
2017年11月	大和ハウス工業	地場戸建住宅建設会社の完全子会社化(100%)
2018年7月	大和ハウス工業 小田急電鉄	シドニー郊外での大型宅地開発
2018年11月	ミサワホーム	地場戸建住宅建設会社の子会社化(51%)
2018年11月	三菱地所	シドニー南部の複合開発プロジェクトのマンション開発事業へ参画
2019年4月	NTT都市開発	キャンベラのオフィスビル取得(50%)
2019年5月	大林組	NSW州※パラマタで地場建設会社と3・4棟目となるオフィスビル受注

※NSW州: ニューサウスウェールズ州

【 I - 9】直接投資動向③～日系企業進出事例

社名	進出形態	業種	時期	概要
豊田通商	商社	M&A	2018年1月	オーストラリア最大のリチウム探鉱会社オロコブレに2億9,300万豪ドルの戦略的出資を行うと発表。出資を通じてオロコブレの経営に参画し、同事業の拡大を目指す
文化シヤッター	建材	M&A	2018年2月	ガレージドア製造・販売企業であるArcPac Garage Doorsの全株式を取得すると発表。オーストラリアにおける初の事業展開
伊藤忠	商社	投資	2018年3月	クイーンズランド(QLD)州ボーエン盆地で、資源会社Vitrinateが権益を持つカリン・プロジェクトで、原料炭炭鉱の開発に投資することで合意したと発表。埋蔵量1億2,300万トン規模で、国内で最も高品質の原料炭の採掘が見込まれている
出光興産	石油	M&A	2018年3月	QLD州北部拠点の燃料油販売企業Trinityを買収したと発表。当社は2012年に同州の同業Freedom Energyを買収しオーストラリア市場に参入しており、Trinityの株式100%取得を通じ、オーストラリア東部での事業拡大を図る方針
LIFULL	不動産情報	M&A	2018年5月	オーストラリア証券取引所(ASX)に上場する同業Mitula Groupを約1億8,700万豪ドルで買収すると発表。世界展開を目指したプラットフォーム構築を確かなものにした考え
三井物産	商社	M&A	2018年5月	ASX上場の石油・ガス会社AWE Limitedの全株式を対象とした公開買付が完了したと発表
日本水産	食品	M&A	2018年5月	オーストラリア最大のエビ養殖会社であるシーファーム・グループ社の発行済株式数の14.99%に相当する第三者割当増資を約21億円で引き受けると発表
三井物産・伊藤忠商事	商社	投資	2018年6月	三井物産、伊藤忠、英豪系資源大手BHPビリトンの3社が西オーストラリア州で共同運営する鉄鉱石合弁事業、マウント・ゴールズワージー(三井物産7%、BHP85%、伊藤忠8%)が、同州サウス・フランク鉄鉱山開発を行うことを発表。総開発費は約3,765億円を見込む
西尾レントオール	レンタル	M&A	2018年7月	豪子会社を通じ、NSW州でフォークリフトのレンタルおよび販売事業を行うRathorn Pty Ltdの株式の90%を取得すると発表
大和ハウス・小田急	不動産開発	新規進出	2018年7月	大和ハウス工業と小田急電鉄が、オーストラリアで合弁会社「ディーエッチ・ボックス・ヒル」を立ち上げ、7月中旬にシドニー郊外ボックスヒルで、大型宅地開発を始めると発表。事業規模は約500億円で、2025年末までに全宅地を分譲する予定。小田急にとっては初の海外不動産開発事業で、今後不動産以外への多角的展開も狙っている模様
不二製油	食品	M&A	2018年7月	業務用チョコレート製造企業Industrial Food Service Pty Ltdの全株式を取得したと発表
日本旅行	旅行	M&A	2018年7月	メルボルンを拠点に訪日旅行を取り扱う現地旅行会社Tailor Made Pty Ltdの株式を49.0%取得。メルボルンの学校、富裕層などに強みを持つ同社の株式を取得することでマーケットの拡大を図る
第一生命	金融	M&A	2018年8月	保険大手サンコープの生命保険部門を、傘下の同国生命保険大手TALを通じて約511億円で買収することで基本合意したと発表。買収にともないTALは、サンコープと今後20年間、保険商品の販売で提携する
京進	教育	M&A	2018年8月	語学学校運営会社、イングリッシュ・ランゲージ・カンパニー・オーストラリアを買収すると発表。海外の語学学校の買収は初めてで、事業拡大を目指す

(出所)各社プレスリリース、報道記事、JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

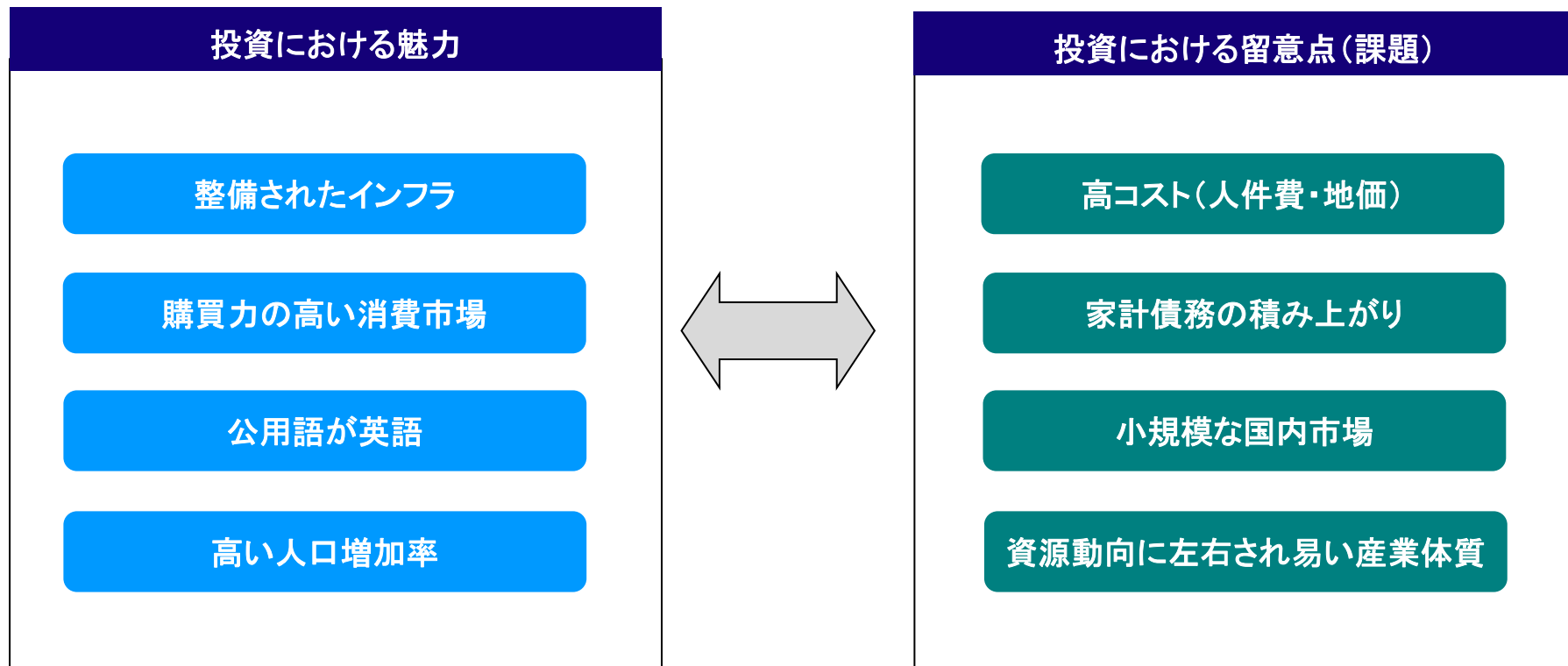
【I-9】直接投資動向③～日系企業進出事例

社名	進出形態	業種	時期	概要
電通	広告	M&A	2018年8月	大手マーケティングテクノロジー会社Amicus Digital Ventures Pty Ltdの株式100%を取得することにつき、同社株主と合意したと発表
アウトソーシング	人材	M&A	2018年9月	シドニーを拠点とするコンサルティング・研修サービス会社のプロジェクト・マネジメント・パートナーズの全株式を取得し、買収すると発表。買収金額は33億6,700万円。同社の顧客基盤を生かしてオーストラリア事業の拡大を図る
ウィルグループ	人材	M&A	2018年9月	人材派遣会社Quay Appointments Pty Ltdの全株式を段階的に取得・連結子会社化することを決定。特に政府機関への人材派遣サービスに強みを持つ同社の買収により、オセアニア地域での人材サービス領域の強化・拡大を図る
IDOM	中古車	M&A	2018年10月	中古車販売店「ガリバー」を運営する当社は、新車販売を手掛けるアンドリュース・アンド・ウォリス・モーター・グループを買収すると発表。買収額は50億円強。同国での新車販売事業を拡大する
オートボックスセブン	カー用品	M&A	2018年10月	車載・船舶用無線機器などの製造卸売企業のAudioXtraの株式70%を取得し、オーストラリア市場へ初進出すると発表
ミサワホーム	住宅	M&A	2018年11月	QLD州で戸建住宅の建設を手がける Homecorp Constructions Pty Ltd.の株式の51%を取得することを決定したと発表
三菱UFJ信託銀行	金融	M&A	2018年11月	銀行大手コモンウェルス銀行から、傘下の資産運用会社コロニアル・ファースト・ステート・グループの主要子会社9社を約3,350億円で買収すると発表。買収により、三菱UFJフィナンシャル・グループの資産運用残高は約90兆円とアジア太平洋地域トップとなる
テラドローン	ソリューション	M&A	2018年12月	パース拠点の無人航空機企業C4Dインテルに大型投資を行うと発表。資源・インフラ部門に特化した同社に出資することで、同産業の盛んなオーストラリアで事業拡大を図る
富士通ゼネラル	空調	M&A	2018年12月	空調機サービスメンテナンス会社Precise Air Group (Holding) Pty Limited全株式を取得し、完全子会社化したと発表。本買収を機にオーストラリアでの「サービスマンテナンスビジネス」という新規ビジネス領域参入を図る
国際紙パルプ商事	商社	M&A	2019年1月	紙・包装資材卸売スパイサイズを9,000万豪ドル(約70億3,600万円)で買収し、完全子会社化を発表。7月にも株式取得を完了する見通し。事業ポートフォリオの拡大と同国およびニュージーランド市場での地位確立を目指す
日清製粉	食品	M&A	2019年2月	オーストラリアの製粉大手アライド・ピナクルの株式100%をプライベートエクイティ大手のバシフィック・エクイティ・パートナーズより買収。金額は5億7,400万豪ドル(約459億円)で、日清製粉グループがオセアニア最大の製粉メーカーとなる。高い人口増加率で成長が見込まれる同国で事業拡大を狙う方針
日本ペイント	塗料	M&A	2019年4月	オーストラリア証券取引所(ASX)に上場する塗料製造・販売のDukux Groupの全株式を37億5,600万豪ドル(約3,005億円)で買収すると発表。日本・中国を中心としたアジアに続くオーストラリア・ニュージーランド事業の収益源確保を狙う
小田急電鉄	不動産	新規進出	2019年4月	シドニーにオーストラリア現地法人「小田急オーストラリア」を設立。大和ハウス工業と進めているシドニー郊外の大型住宅開発を管理するとともにシドニーを中心とした不動産事業の更なる事業拡大を企図している。
アサヒグループホールディングス	飲料	M&A	2019年7月	ビール世界最大手のアンハイザー・ブッシュ・インベプ(ベルギー)より豪州ビール事業を担うカールトン&ユナイテッド・ブリュワリー(CUB)の買収で合意したと発表。取得価格は、160億豪ドル(約1兆2,000億円)となる。CUBは、「ビクトリアビター」のブランドを持ちオーストラリアでのシェアは5割弱で、今回の買収によりオーストラリアビール業界で同業のキリンをおさえ、シェア1位となる見込み。
日本製紙	包装	M&A	2019年10月	ASXに上場する紙・梱包材製造業オーロラのオーストラリアとニュージーランド事業のうち、板紙パッケージ事業を17億2,000万豪ドルで買収すると発表。当社の連結子会社オーストラリアン・ペーパー社と一貫体制の段ボール事業構築を目指す。

(出所)各社プレスリリース、報道記事、JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I -10】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 洗練されたインフラや高い人口増加率など魅力は多数。また、昨今のアジアを中心とする食料安全保障をめぐる問題を背景に、農業分野の投資先としてのポテンシャルも高い
- ◆ 一方、高コスト体質であることや国内市場が小規模であることなどが、事業を行う上でのハードルに



(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ-1】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- ◆ 旧労働党政権時代に制定された労働者寄りの労働法制のため、オーストラリアで事業を行う企業は留意が必要
- ◆ オーストラリア政府は2017年4月、国民の雇用を守るため、外国企業の駐在員の多くが取得する就労ビザ「457ビザ」を廃止し、2018年3月から代わりに職歴や英語能力を重視した新たなビザ「TSS(Temporary Skill Shortage)ビザ」を導入。今後半年毎にTSSビザの職業リストは見直される予定

TSSビザの概要

	Short-Term Stream	Medium-Term Stream
ビザ期限	2年（日本国籍保持者は日豪EPAにより4年間の申請可能）	4年
ビザ更新	豪州国内で1度のみ可	可能
対象職業	Short-term Skilled Occupation List (STSOL) に掲載された職種 ● 地方は追加リストあり	Medium and Long-term Strategic Skilled List (MLTSSL) に掲載された職種 ● 地方は追加リストあり
英語要件*	IELTS 最低4.5 (Overall 5.0)	IELTS 最低5.0 (Overall 5.0)
永住へ	不可（一時的な滞在意思要）	可能
ビザ申請料金	1,150豪ドル	2,400豪ドル

* 基本給与が96,400豪ドル以上で、かつ申請者が海外からオーストラリア国内のグループ企業(支店、現地法人や関連会社)に異動する場合は、英語テストの免除が可能

両Streamの共通要件

- ✓ 2年以上の関連した職務経験
- ✓ 労働市場テスト義務(ただし日本国籍はEPA締結国のため不要)
- ✓ 最低労働基本給(TSMIT 53,900豪ドル)以上であること
- ✓ 無犯罪証明書の提出義務
- ✓ オーストラリア人労働者を雇用差別していない「無差別雇用テスト」義務
- ✓ Immigration Training Levyの支払義務
 - 売上1,000万豪ドル未満 : 年間1,200豪ドル
 - 売上1,000万豪ドル以上 : 年間1,800豪ドル

(出所)シドニー日本商工会議所資料、FCBスマートビザ・AOMビザコンサルティング資料、JETRO HPより みずほ銀行国際戦略情報部作成

現地における雇用・解雇規制

フェアワーク法

- ✓ オーストラリアの労働関連制度は公正労働システムと呼ばれ、フェアワーク法(2009年3月成立、2010年1月施行)が基本法となっている
- ✓ 同法は本体だけでも800条からなり、関連規則等を含めると膨大かつ複雑な成文法規となる。労働条件の最低基準、労働協約、解雇の取り扱い、労使紛争に関する審判手続きについて定めており、国内の広範囲の労働者に適用される

雇用・解雇規制

- ✓ 雇用方法は新聞広告での一般公募や人材派遣会社への依頼等。要求する能力、体力以外は選考対象にできず、性別、年齢、人種、ハンディキャップの有無、学歴等は一切問えない
- ✓ 労働者には基本的な労働条件として、全国雇用基準(National Employment Standards: NES)が保障されている
- ✓ 従業員の解雇に際し、雇用主は従業員の勤務期間に応じ、解雇前の所定の期間までに書面により通知を行う必要がある。通知に代えて、通知期間の給与相当額を支払うこともできる
- ✓ 雇用者の都合や倒産により解雇する場合は、従業員には解雇手当を受ける権利がある

【Ⅱ-1】労働関連情報②～労働市場概況、労働コスト

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド
国名	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド
都市名	東京	上海	香港	ソウル	台北	シンガポール	シドニー	オークランド
製造業	作業員賃金(一般工職)	662	2,212	2,208	1,097	1,946	3637	3003
	エンジニア賃金	1,003	2,707	2,702	1,428	3,064	5301	4561
	マネージャー賃金	1,742	4,162	3,562	2,254	4,490	6,698	5,491
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	1,129	2,389	2,501	1,419	2,548	4021	3108
	マネージャー賃金	2,328	4,219	3,833	2,377	4,468	6,868	5,116
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	912	1,611	2,659	932	1,148	3,589	2,418
店舗スタッフ賃金(飲食)	581	1,793	1,829	683	1,032	3513	2,103	
法定最低賃金	9.15/時	353/月	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	—	2,223/月 (103/日・13.50/時)	11.92/時間
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.61ヵ月分	2.00ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.19ヵ月分	0.86ヵ月分	0.72ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	14.99%~15.19%	37.7~40.6%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	17%	9.50%	0.90%
名目賃金上昇率	0.4% (2018年)	9.7% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第三四半期、前年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	3.8% (2017年)	2.0% (2017年)	1.8% (2018年)

	インド	イギリス	ドイツ	ロシア	米国	カナダ	ブラジル	南アフリカ
国名	インド	イギリス	ドイツ	ロシア	米国	カナダ	ブラジル	南アフリカ
都市名	ニューデリー	ロンドン	デュッセルドルフ	モスクワ	ニューヨーク	トロント	サンパウロ	ヨハネスブルク
製造業	作業員賃金(一般工職)	2,687	4,389	445~1,329	3,323	2,468	929	1,602
	エンジニア賃金	4,684	6,228	708~4,295	7,627	3,628	5,043	4,136
	マネージャー賃金	6,503	10,322	1,809~8,646	13,497	5,151	6,616	6,061
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	4,049(営業職)	4,919(営業職)	700~1,705(営業職)	4,478(営業職)	2,734(営業職)	988	1,100
	マネージャー賃金	NA	NA	NA	16,038	4,532	6,034	4,674
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	401~498	1,997	3,029	495~1,705	2,332	2,515	917
店舗スタッフ賃金(飲食)	343~449	1,663	2,567	367~1,469	2,599	2,130	843	433
法定最低賃金	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	4.77/時(職業実習生) 9.51/時(21~24歳) 10.09/時(25歳以上)	10/時	275/月	15.00/時	10.45/時	連邦:269.28/月 サンパウロ州:299.06/月 304.15/月(医療従事者等)	298/時+物価上昇率(事務員) 557/時+物価上昇率(管理者)
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.08ヵ月分	年収の5.2%相当(平均)	月額給与の20~110%相当	0~1,276(ワーカーの場合)	NA	NA	基本給の1ヵ月分	基本給の1ヶ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	13%	14%	20~68%	30.2~38.5%	連邦 8.25-13.65% 州 1.3-9.1%	7.37%	給与に対する負担率 34.8~36.8%	2%
名目賃金上昇率	9.0% (2017年)	2.4% (2017年)	2.5% (2017年)	3.4% (2017年)	3.5% (2018年)	3.5% (2018年)	5% (2017年)	3.9% (2018年)

単位:米ドル、表示のないものは月額

(出所)JETRO HP「投資コスト比較」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－2】会計・税務関連情報①

主要な会計制度

- ✓ 2005年1月より、すべての企業に対して、オーストラリア会計基準審議会が作成するオーストラリア版国際会計基準(A-IFRS)を全面適用している
- ✓ 上場企業、公開会社および大規模非公開会社*には、ASIC (オーストラリア証券投資委員会)への法定財務諸表の提出および外部監査が義務付けられている
- ✓ 上場企業は、会計年度終了後3ヵ月以内に株主総会に財務諸表を提出する事を義務付けられている
- ✓ 大規模非公開会社および外国法人に支配される小規模非公開会社は、会計年度終了後4ヵ月以内にASICに財務諸表を提出する必要がある
- ✓ 外国法人に支配される小規模非公開会社でかつ大規模会社のグループに属さない会社は、上記の財務諸表提出や監査の義務の免除を申請することが可能である
- ✓ ASICに提出される財務諸表はA-IFRSに基づいて作成されなくてはならないが、会社の種類により作成する財務諸表の形態を選ぶことが可能となっている

- *「大規模非公開会社」とは、
- a. 売り上げ2,500万豪ドル以上
 - b. 総資産1,250万豪ドル以上
 - c. 従業員50人以上

の3つのうち2つ以上の条件を満たした会社を指す。

なお、これは連結ベースであり、さらに同一の外国親会社に支配されるオーストラリア国内の姉妹会社がある場合には、これらの会社も合算したベースで判断される

租税条約の締結状況

2019年9月現在、45カ国と租税条約を締結している

主要国との相互税率

国名	課税対象		
	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)
日本	0/5/10/15 (*1)	0/10 (*2)	5
米国	0/5/15	10	5
オランダ	15	10	10
ベトナム	10/15	10	10
中国	15	10	10
韓国	15	15	15
インド	15	15	10/15
ニュージーランド	0/5/15	5/10	5
カナダ	5/15	10	10
メキシコ	0/15	10/15	10
ロシア	5/15	10	10
ドイツ	0/5/15	10	10
フィンランド	0/5/15	0/10	5
ベルギー	15	10	10
フランス	0/10/15	0/10	5
英国	0/5/15	0/10	5
アイルランド	15	10	10
アルゼンチン	10/15	12	10/15

(*1) オーストラリアから日本への配当支払い

0% : 持分80%以上を12ヵ月以上直接保有かつその他の要件を満たす場合

5% : 持分10%以上を直接保有の場合 15% : 不動産投資信託からの配当の場合

10% : 上記以外の場合

(*2) オーストラリアから日本への利子支払い

0% : 金融機関等に対する支払の場合 10% : 上記以外の全ての場合

(付記) オーストラリア居住法人が非居住者に支払う適格配当(オーストラリアの法人所得税が支払われた税引後利益を原資とする配当: Franked dividend)については、配当源泉税は非課税扱いとなる

(出所) JETRO「Doing Business in Australia オーストラリアにおける企業設立および税務等に関するガイド」、Deloitte等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－２】会計・税務関連情報②～主な税制度

連邦	消費税(GST)		10%	<p>*1) 一定の条件を満たす小規模企業には2016年7月1日以降27.5%が適用。2020年7月1日以降は26%、2021年7月1日以降は25%の予定</p> <p>*2) 一定の条件を満たす小規模企業は、27.5%</p>
	所得税	法人税	30%(*1)	
		個人所得税※	居住者 : 0%～45% 非居住者 : 32.5%～45%	
	キャピタルゲイン課税		30%(*2) (非居住者は課税オーストラリア資産から生じたキャピタルゲインに対してのみ課税)	
	関税		品目により税率は異なる 課税基準は関税課税価額(ほとんどの場合はFOB価格と同額)	
	メディケア税※		国民皆保険制度「メディケア」の財源として、課税所得の2%を徴収	
	FRINGE BENEFITS TAX※		雇用主が従業員に対して提供する現金給与以外の経済的利益(社用車、経費支払、無利子・低利子ローンなど)に適用 税率47%	
州・特別地域	給与税		雇用主が従業員に対して支払う給与に適用 税率4.75%～6.85%(2019年3月現在の税率。州・特別地域毎に異なる)	
	印紙税		州により税率は異なる	
	土地保有税	州土地税	資産保有税として土地所有者に課される。税率は州毎に異なる	
地方土地税(レイト)		地方政府の唯一の財源。税率は地方毎に異なる		
地方			※は個人に対する課税	

(出所)JETRO「Doing Business in Australia オーストラリアにおける企業設立および税務等に関するガイド」等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅲ－１】進出形態(1/2)

オーストラリアでのビジネスの主な事業形態																	
現地法人	有限責任株式会社	<p>最も一般的な会社形態。公開会社と非公開会社に分類される</p> <p><公開会社と非公開会社の主な違い></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公開会社</th> <th>非公開会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数</td> <td>5名以上無制限</td> <td>50名以下</td> </tr> <tr> <td>取締役数(内、居住者)</td> <td>3名以上(2名以上)</td> <td>1名以上(1名以上)</td> </tr> <tr> <td>株式および社債の公募</td> <td>可</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>社名</td> <td>「Limited」「Ltd」</td> <td>「Proprietary Limited」「Pty Ltd」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	公開会社	非公開会社	株主数	5名以上無制限	50名以下	取締役数(内、居住者)	3名以上(2名以上)	1名以上(1名以上)	株式および社債の公募	可	不可	社名	「Limited」「Ltd」	「Proprietary Limited」「Pty Ltd」
	項目	公開会社	非公開会社														
	株主数	5名以上無制限	50名以下														
	取締役数(内、居住者)	3名以上(2名以上)	1名以上(1名以上)														
株式および社債の公募	可	不可															
社名	「Limited」「Ltd」	「Proprietary Limited」「Pty Ltd」															
有限責任保証会社	資金調達手段として株式発行は不可。寄付金や補助金、遺贈等の手段が用いられる。(例: 非営利団体、相互保険会社など)																
無限責任株式会社	会社清算時の会社債務に対する株主の責任範囲に上限なし。現在はほとんど存在しない																
無責任会社	オーストラリア特有の会社形態。鉱業を唯一の事業とする会社のみ選択可能																
支店	外国法人としてASIC(オーストラリア証券投資委員会)に登録する																
駐在員事務所	現地での活動が市場調査や連絡活動に限定される場合に選択可能																
その他の事業形態	<ul style="list-style-type: none"> ● ジョイント・ベンチャー ● パートナーシップ ● トラスト ● 個人事業 																

(出所)クレイトン・ユッツ法律事務所「オーストラリア会社法概説」、JETRO、トーマツほか各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

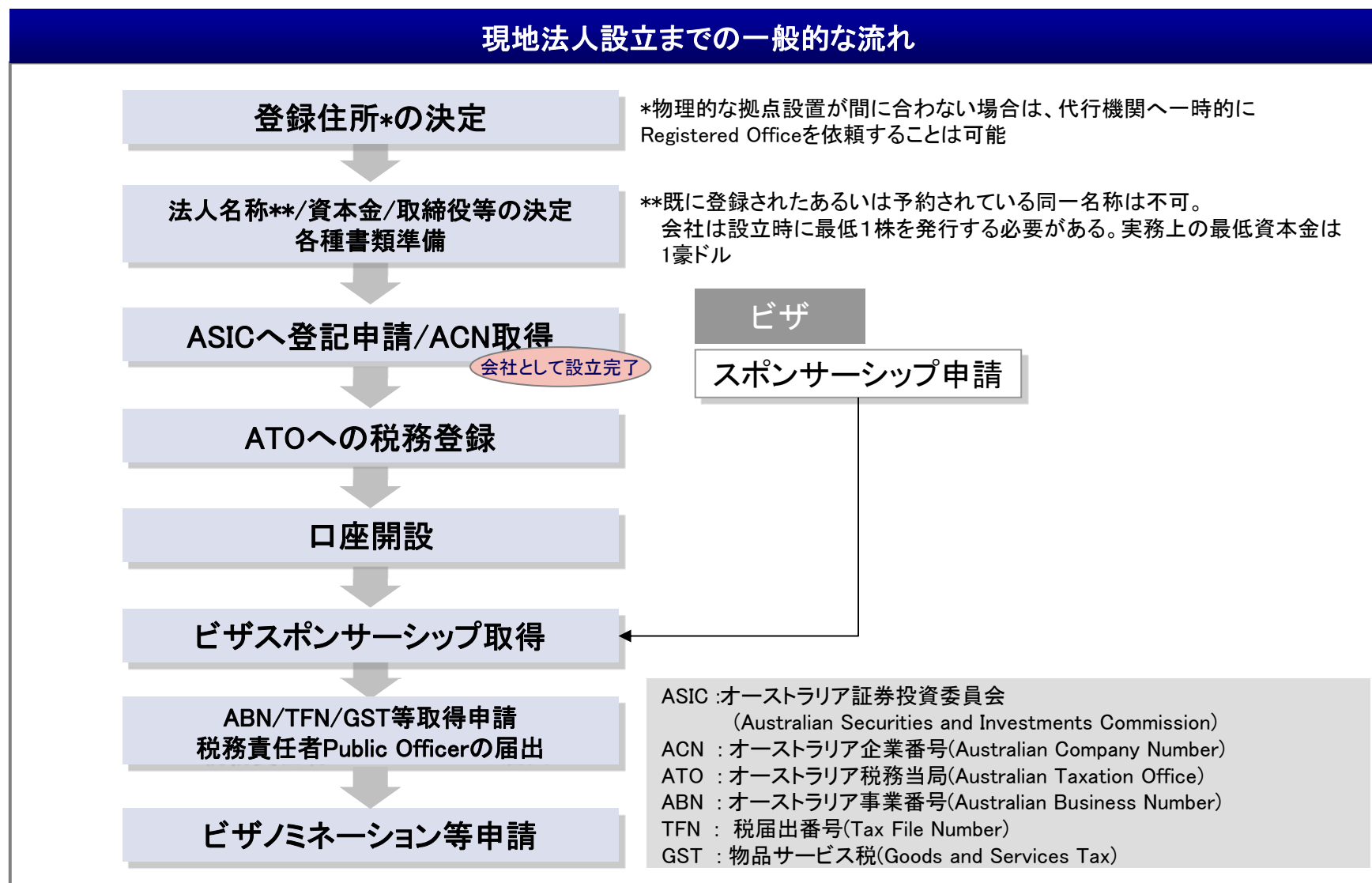
【Ⅲ－１】進出形態(2/2)

	現地法人(非公開会社の場合)	支店	駐在員事務所
会社法上の責任	有限責任 (資本の額までに限定)	無限責任 (親会社に及ぶ)	無(会社法上の届出不要)
設立に必要な期間	ASICへの登記は申請後24時間以内に完了 その後オーストラリア税務当局(ATO)への税務 登録に2~3週間所要	ASICへの登記は申請後最長28日間かかる場合 がある その後ATOへの税務登録に2~3週間所要	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 情報収集、本社との 連絡等を事業目的とし、 営業活動は不可 </div>
最低資本金	規制なし(実務上は1株=1豪ドル)		
取締役	最低1名のオーストラリア居住者	現地での役員は特に必要ないが、 現地代理人の任命が必要	
設立時の定款	独自の定款	日本の親会社の会社登録書類および定款を 英訳し、全役員の詳細をASICへ登録	
年次登録手続き	毎年1回、ASICから年次報告書が送られ、 登記内容の確認また会社支払義務に関して 取締役の制約を行う	毎年1回、親会社の決算報告書(英訳)を ASICに提出	
決算・監査	会社の規模が一定の条件を満たす場合、 監査および法定財務諸表の提出が必要 (小規模非公開会社は原則不要だが、初年度 に免除申請が必要)	上記の親会社決算報告書の提出以外、 特に必要なし	
登録事項の変更	ASICへの通知要 (現法の登記事項変更の場合のみ)	ASICへの通知要 (本店の登記事項変更の都度)	
法人税率	30%	現地法人と同じ	
不動産取得可否	外資による都市部不動産取得は、 不動産種類によりFIRB(*1)の審査を受けるもの と審査が免除されるものに分類される	現地法人と同じ	

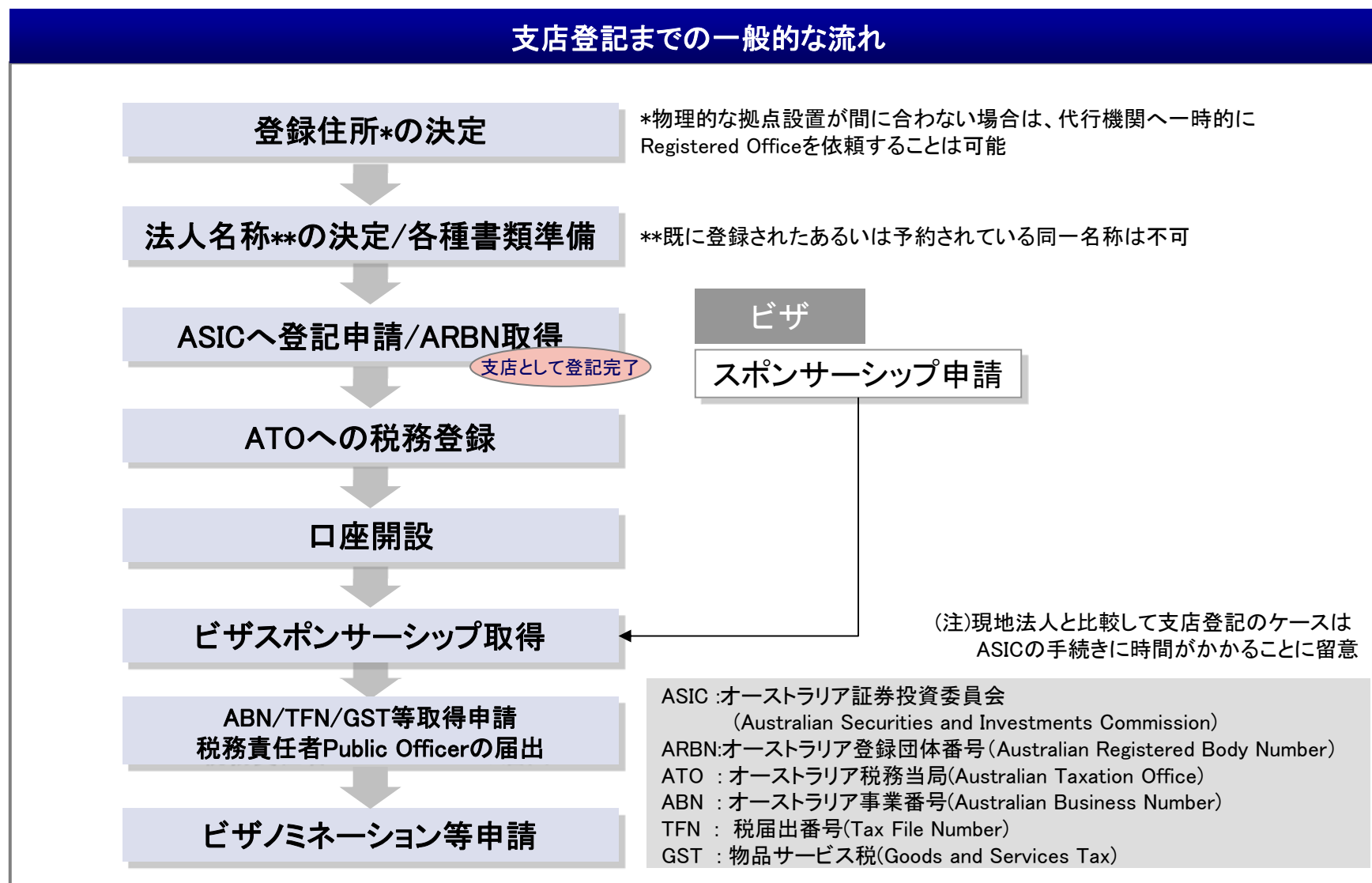
(*1) FIRB (Foreign Investment Review Board) : 外国投資審査委員会

(出所)クレイトン・ユッツ法律事務所「オーストラリア会社法概説」、JETRO、トーマツほか各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】拠点設立フロー①～現地法人



【Ⅲ－２】拠点設立フロー②～支店



【Ⅲ－3】現地費用

◆ オーストラリアにおける一般的な現地費用水準は以下の通り

項目		USD(月額)	項目		USD(月額)
賃料	工業団地(土地)購入価格(㎡あたり)	2,004	公共料金	業務用電気料金 (下段:kWhあたり料金*1)	月額基本料 22 (1)0.35、(2)0.18、(3)0.10
	工業団地借料(㎡あたり、月額)	8.00		一般用電気料金 (下段:kWhあたり料金*2)	月額基本料 23 (1)0.42、(2)0.19、(3)0.11
	事務所賃料(㎡あたり、月額)	46～54		業務用水道料金 (下段:㎡あたり料金)	月額基本料 5～4,315 1.48
	店舗スペース賃料(㎡あたり、月額) ※市内中心部	150～13,63		一般用水道料金 (下段:㎡あたり料金)	月額基本料 5～27 1.48
	駐在員用住宅借上料(月額)	3,719		業務用ガス料金 (下段: MJあたり)	月額基本料 14 0.02～0.03
輸送	40ftコンテナ対日輸出(汎用・背高/冷凍背高)	300/1,500		一般用ガス料金 (下段: MJあたり)	月額基本料 14 0.02～0.03
	40ftコンテナ第三国輸出(汎用・背高/冷凍背高)	3,000/2,200			
	40ftコンテナ対日輸入(汎用・背高/冷凍背高)	1,200/1,500			
	レギュラーガソリン価格(1リットルあたり)	0.82			
	軽油価格(1リットルあたり)	0.99			

* 1…(1)ピーク: 平日13～20時
(2)ショルダー: 平日7～13時、20～22時
(3)オフピーク: 上記以外

* 2…(1)ピーク: 平日14～20時
(2)ショルダー: 平日7～14時、20～22時、週末・祭日7～22時
(3)オフピーク: 上記以外

(出所)JETRO HP「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2018年12月～2019年1月調査)」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－４】口座開設

- ◆ 銀行口座開設に必要な書類は以下の通り。なお、銀行により異なる場合があるため、事前に口座を開設する銀行に直接確認することが必要

口座開設必要書類

✓ 各書類には取締役2名の署名が必要。必ずしも居住取締役の署名が必要ではなく、2名とも非居住取締役でも可能

1. Certificate of Incorporation (会社設立証明書)
2. Opening of Account Form (口座開設申込書)
3. Fax Indemnity Letter (念書)
4. Authorized Dealers List (ディーラーリスト)
5. Personal identification documents (本人確認資料)
6. ASIC Extract (登記簿謄本)
7. E-Distribution Application (E-Distributionの申込書)

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV-1】外資規制①～事業への投資

- ◆ オーストラリア政府は、基本的に外国企業による投資を歓迎している
- ◆ 大部分の産業に対する小規模な外資による買収は報告義務が免除されており、多額な投資案件については外国投資審査委員会(FIRB)による個別審査が行われるものの、その場合も国益に反しない限り認可される
- ◆ 重要分野に指定される一部産業については、別途ガイドラインが設けられているが、それ以外の産業では外資に対する特段の規制なし

外資規制(事業への投資)

【FIRBによる事前認可を必要とする主な外資投資案件】

- ✓ 外国人が2億6,600万豪ドルを超える資産価値を持つオーストラリア企業(センシティブ分野除く)に単独で20%以上、複数で40%以上投資する場合

※例外として、オーストラリアの自由貿易協定下での責任に基づき、日本を含む指定国の投資家(*1)には11億5,400万豪ドルの基準額が適用される。(ただし、これらの指定国の投資家が指定の重要分野に投資する場合は、基準額は2億6,600万豪ドルが適用される)

- ✓ すべての外国人がメディア分野で5%以上の取得を行う場合、投資の額に関わらず事前承認が必要

【産業別ガイドラインで指定されたセンシティブ分野】

- ✓ 銀行業、民間航空業、空港運営業、海運業、メディア関連、通信業、農林水産業

(*1) 日本を含むFTA締結国に審査基準を緩和。基準額については、毎年更新しており、本件は2019年1月1日時点。このほか、チリ、韓国、ニュージーランド、米国、シンガポール、中国も同基準額(業種に拠る)が適用される

産業別ガイドライン

業種	ガイドライン内容
1. 銀行業	外資銀行が営業を行うには、オーストラリアでの運営と本店での管理体制が十分に安定しているとオーストラリア金融庁(APRA)認められ、APRAの健全経営規則に従うことへの銀行の同意が必要
2. 民間航空業	(1)国内線：(国益に反しない限り)国内線運行企業(カンタス航空以外)の外資による100%取得が可能 (2)国際線：(国益に反しない限り)外資による国際線運航企業の所有は49%までが可能
3. 空港運営業	<ul style="list-style-type: none"> • 政府より売却された空港の外資所有率は49%が上限、航空会社による外資所有率は5%が上限 • 「シドニーとメルボルン」、「シドニーとブリスベン」および「シドニーとパース」の各空港会社の株式持合に一定の制限あり
4. 海運業	株式の過半数がオーストラリア企業により所有されなければならない(オーストラリアの海運業者により用船契約される船舶を除く)
5. メディア関連	メディア関連業の株式5%以上の買収は、外国投資審査委員会(FIRB)の事前承認が必要
6. 通信業	Telstra社の外国人の合計所有は35%が上限、単独では5%が上限
7. 農林水産業	オーストラリアの国益に反しないか否か等について、一定の評価プロセスを経る必要あり

(出所)JETRO資料、シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-1】外資規制②～不動産、農地

◆ 外資による不動産所有に関しては、大半の場合で外国投資審査委員会(FIRB)の事前認可が必要

外資規制(不動産、農地)

【金額にかかわらずFIRBの事前認可が必要】

- ✓ 住居用不動産
- ✓ 空き地
- ✓ オーストラリアのアーバンランド法人または信託の株式や受益証券(ユニット)

【金額に応じてFIRBの事前認可が必要】

- ✓ 開発された商業用不動産で、2億6,600万豪ドル(センシティブな土地の場合は5,800万豪ドル)以上の投資(*1)
(注)例外として、日本を含む指定国の投資家(*2)には11億5,400万豪ドルの基準額が適用される(センシティブな土地かどうかに関わらない)
- ✓ 農地については、FTA締結国ではチリ、ニュージーランド、タイ、米国の投資家は11億5,400万豪ドル、それ以外の国(日本含む)は1,500万豪ドル以上の投資
- ✓ 鉱山作業場などについては、チリ、ニュージーランド、米国の投資家は11億5,400万豪ドル以上、それ以外の国はすべての投資
- ✓ 外国人(*3)は、自ら(およびその関係者)がすでに所有するルーラルランドの累積価値が1,500万豪ドルを超えるか、または投資案件の買収実現直後の累積価値が同額を超える可能性が高い場合

(*1)ただし不動産が遺産指定を受けている場合には、500万豪ドルの基準額が適用される

(*2)FTA締結国=チリ、日本、韓国、ニュージーランド、米国、中国

(*3)チリ、シンガポール、タイ、ニュージーランド、米国の投資家は除く。これら投資家は異なる基準額が適用される

【その他:非居住外国人に対する制限】

- ✓ 居住者でない外国人が、投資を目的とした中古物件を購入することは原則不可
- ✓ 新築物件を購入した際は政府への申請が必要。空き地を購入した際は、政府への申請を行い4年以内に建設を終了する必要あり

(出所)FIRB、JETRO資料、シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致(1/4)

- ◆ 連邦政府のR&D優遇税制により、年間のR&D経費の最大43.5%が納税時に還付される仕組みあり
- ◆ 各優遇制度の詳細については、次頁以降参照

制度概要	<p>連邦政府による、適格企業の適格研究開発活動の経費に対する税控除制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年間売上高2,000万豪ドル未満の適格企業に対して43.5%の税額控除(還付付き) ✓ 年間売上高2,000万豪ドル以上の適格企業に対して38.5%の税額控除(無還付)
「研究開発」の定義	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中核的な研究開発活動(例:臨床試験) ✓ 補助的な研究開発活動(例:臨床試験モニタリングのための出張) ✓ 海外での研究開発活動(一定の要件あり)
適格費用	税務年度内に適格企業により支払われた、契約費用、人件費、その他研究開発活動と直接関連のある費用(利息、一定の器具備品、原料費は含まれない)
適格企業および産業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オーストラリア企業 ✓ オーストラリア国内に在籍し税金を支払っている企業 ✓ オーストラリアが租税協定を締結している国に在籍する外資系企業で、オーストラリアに恒久的施設を設置し研究開発活動を行っている企業
管轄官庁	Innovation and Science Australia*
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適格企業は、税額控除を請求する前提条件として毎年Innovation Australiaに事前登録を行う必要あり ✓ 適格企業は、AusIndustryへの登録を毎年税務年度終了後10ヵ月以内に行う必要あり

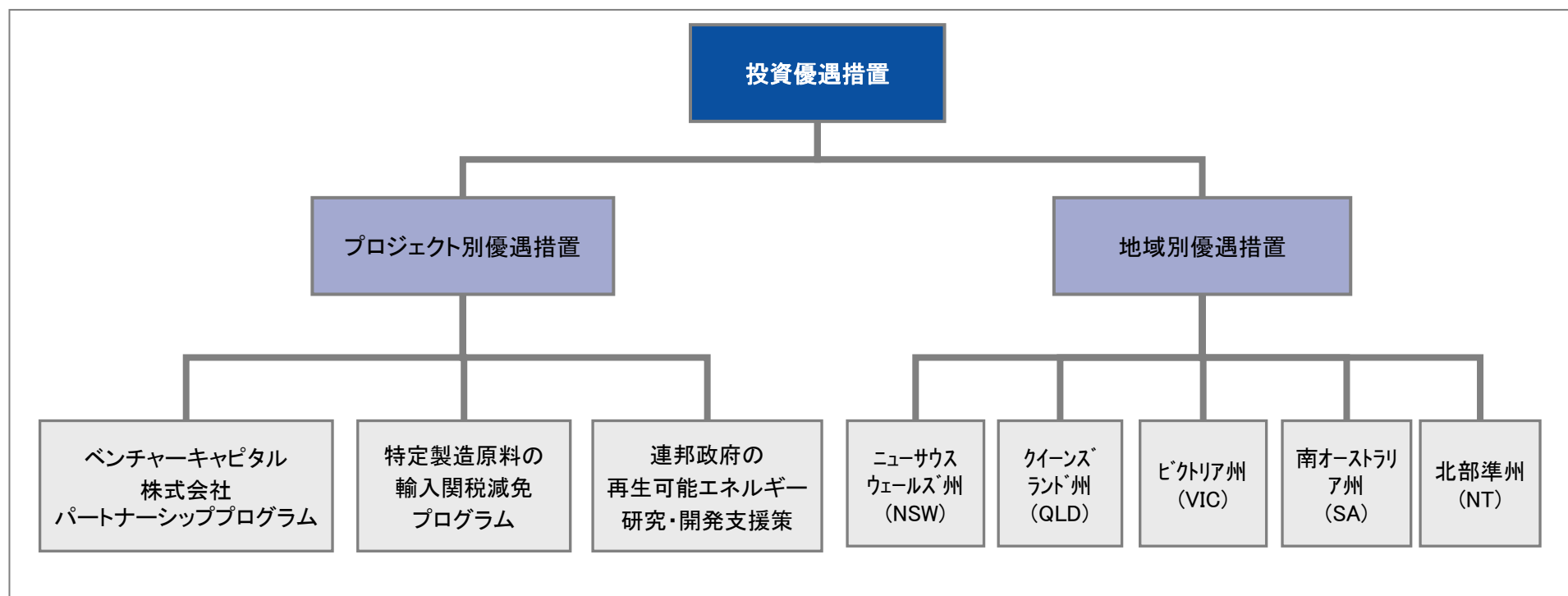
*産業革新をサポートするオーストラリア連邦政府のイノベーション・ベンチャーキャピタルプログラムの実施をサポートするために設立された、独立した法的機関

(出所)オーストラリア政府HP、JETRO資料、KPMG資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致(2/4)

◆ プロジェクト別および地域別の投資奨励策の概要は以下の通り(詳細は次頁参照)

オーストラリアの投資奨励策の概要



(注)表中の英語名称は次のとおり;ニューサウスウェールズ州(NSW:New South Wales)、クイーンズランド州(QLD:Queensland)、ビクトリア州(VIC:Victoria)、南オーストラリア州(SA:South Australia)、北部準州(NT:Northern Territory)

(出所)JETRO資料、シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致(3/4)

◆ プロジェクト別の優遇制度の詳細は以下の通り

種類	優遇措置名	内容
プロジェクト別優遇措置	ベンチャーキャピタル株式会社 パートナーシッププログラム	ベンチャーキャピタル産業を活性化させることを目的に、総資産2億5,000万豪ドル(Early Venture Capitalの場合は5,000万豪ドル)以下のオーストラリア企業に1,000万豪ドル以上出資する外国人投資家に対し、キャピタルゲイン課税を免除
	特定製造原料の輸入関税減免プログラム	化学品、プラスチック、紙、金属鉱物、食品包装材などの原材料や中間原料で、特定の最終製品への使用にあたりオーストラリア国内で供給される同等品よりも優れていることは証明できる品目に対する関税を減免する制度
	再生可能エネルギー研究・開発支援策: 温室効果ガス排出削減ファンド	温室効果ガス排出量の削減を直接産業界に促す「ダイレクト・アクション計画」の元、総額25億5千豪ドルとなる排出削減ファンド。排出削減のインセンティブを高め、2020年までに2000年比5%の削減を目指す。2019年2月には、更に20億豪ドルを拠出し、2030年までに2005年比26-28%の排出削減を目指している

(出所)ビクトリア州政府資料、JETRO資料、KPMG資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致(4/4)

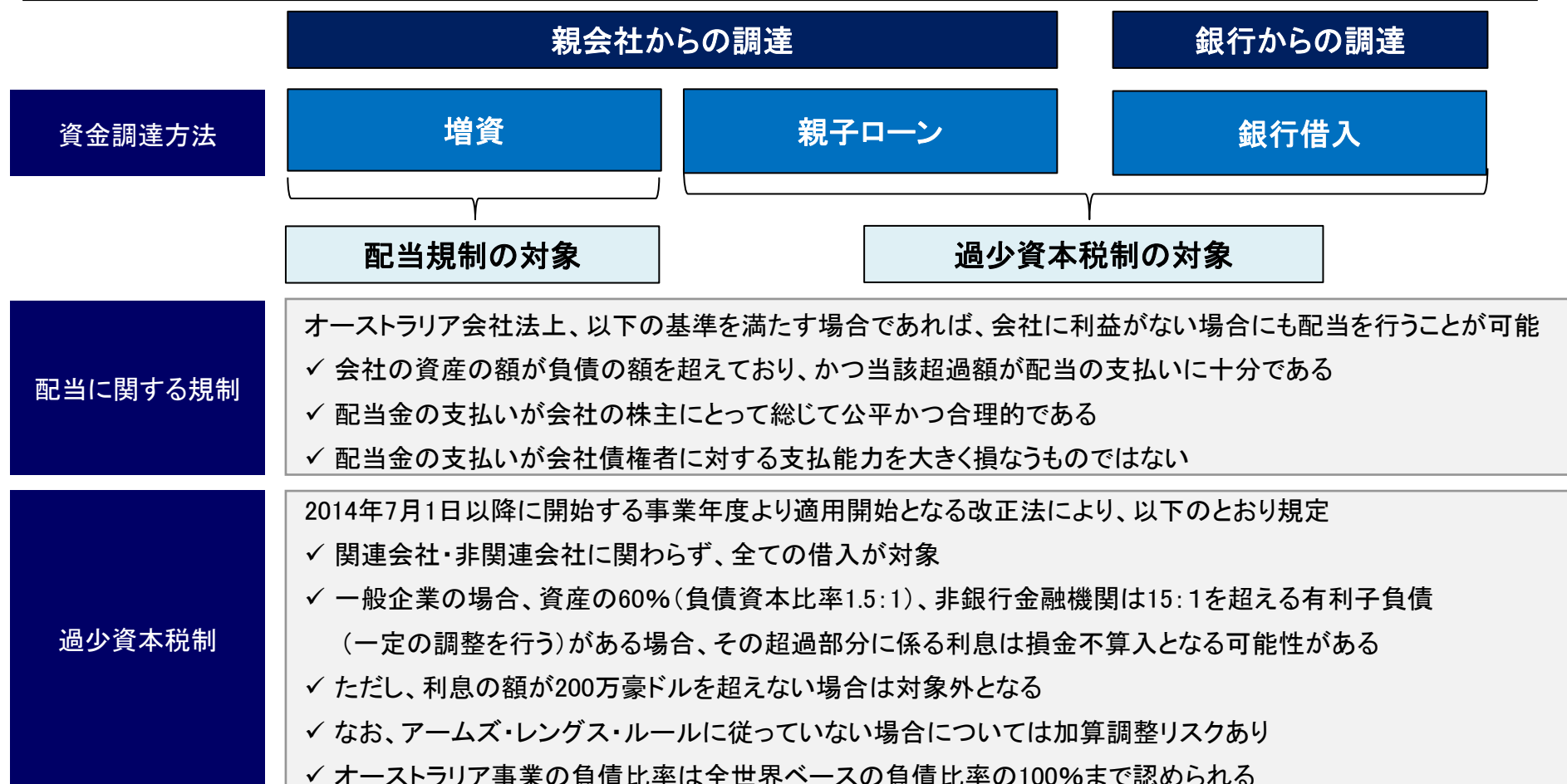
◆ 地域別の優遇制度の詳細は以下の通り

種類	地域	優遇措置名	内容
地域別優遇措置	NSW州	ビルディング・パートナーシップ	ハイテク分野のベンチャー企業の市場開拓を支援するため、プロジェクト資金の最大35%(上限10万豪ドル)を補助
		ミニマム・バイアブル製品プログラム	携帯機器、クラウド、分析、センサー、先端素材などのベンチャー企業を対象に、プロジェクト資金の最大50%(上限2万5,000豪ドル)を補助
	QLD州	資源再生産業開発プログラム	ゴミのリサイクルやバイオエネルギーとしての利用促進を目的に、再処理施設の新設や既存施設の更新を計画している企業や自治体、非営利団体等を対象に、3年間で総額1億豪ドルを補助
	VIC州	パートナーシップ・ビクトリア	官民パートナーシップ(PPP)プロジェクトに「対するビクトリア州政府の投資事業
	SA州	炭鉱促進計画天然ガス補助金	州内の天然ガス増産によるガス火力発電の競争力拡大を図るため、州政府が総額240万豪ドルを補助
	NT	2018—2022北部準州資源探査イニシアチブ	金属および石油・ガス資源の地質学的・地球物理学的調査を推進するため、北部準州政府が2014～2018年に総額2,380万豪ドルの予算を投じて実施した資源探査機会拡大計画に代わるプログラム。4年間で総額2,600万豪ドルの予算を拠出し、グリーンフィールド(未開発地域)の地質調査や資源探査の費用を補助する
日本からの投資奨励		北部準州政府は、日本企業が今後の探鉱プログラムに参加する機会が得られるよう支援している。地球科学情報の提供、助言、事業パートナーの紹介、セミナーの開催などを行っている	

(出所)JETRO資料、KPMG資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-3】資金調達

- ◆ オーストラリアでの主な資金調達の方法としては、増資、親会社からの借入(親子ローン)、現地銀行からの借入があげられる
- ◆ 配当、借入に関する規制は以下の通り



(出所)KPMG資料、EY資料、PwC資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

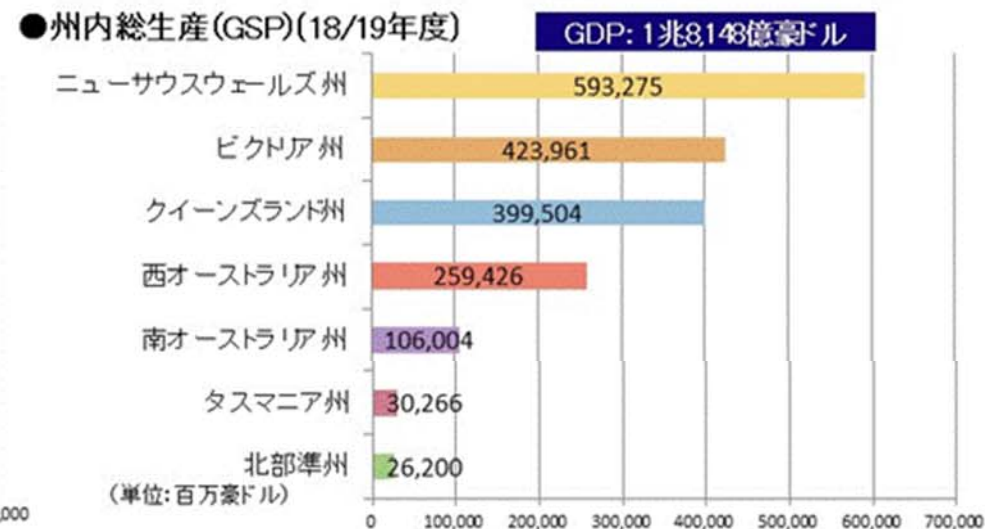
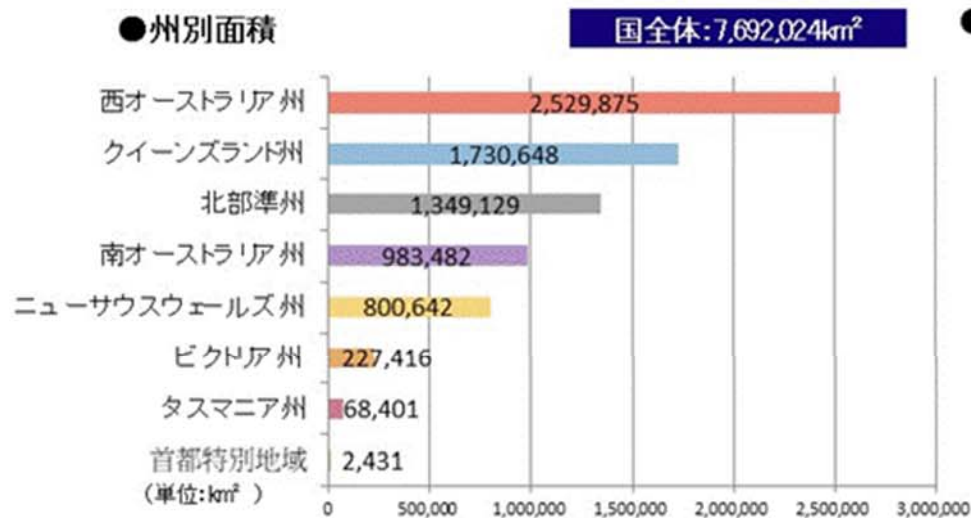
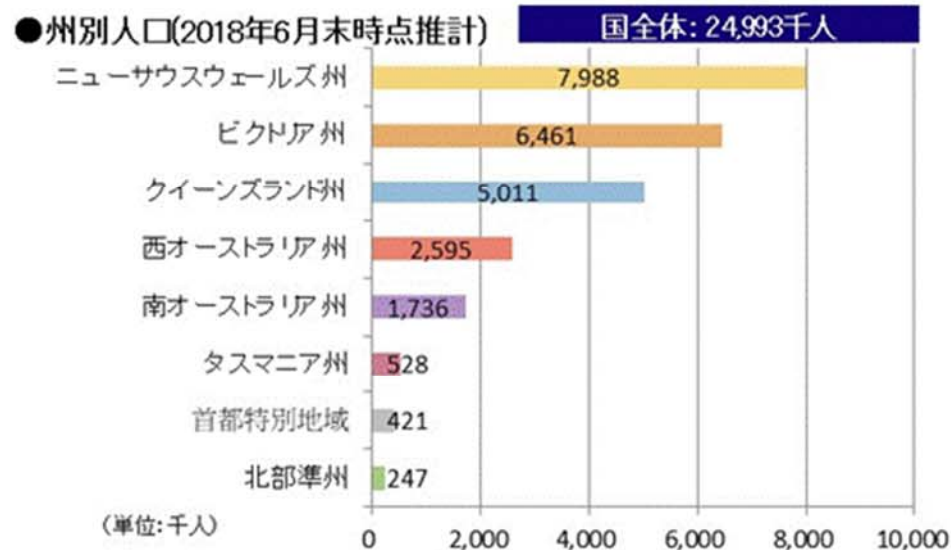
II. 投資関連情報

III. 拠点設立

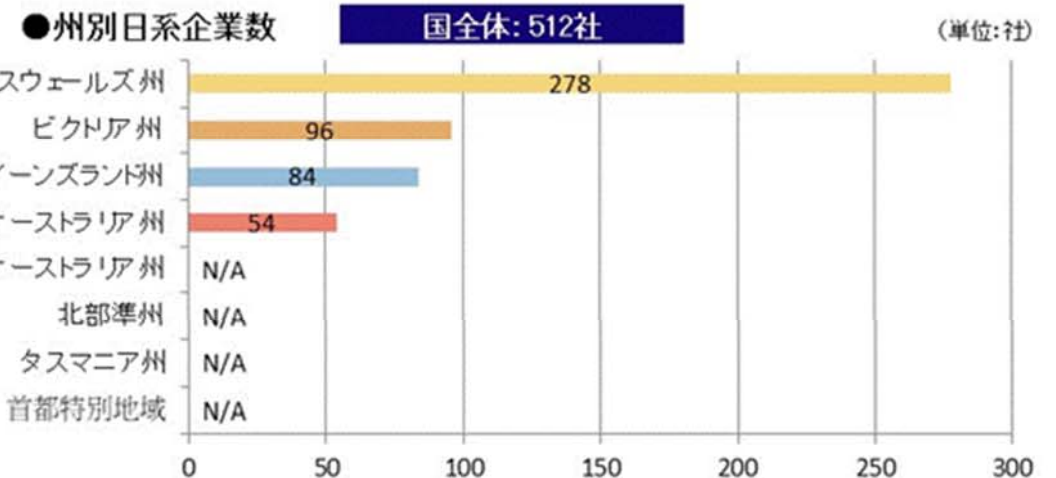
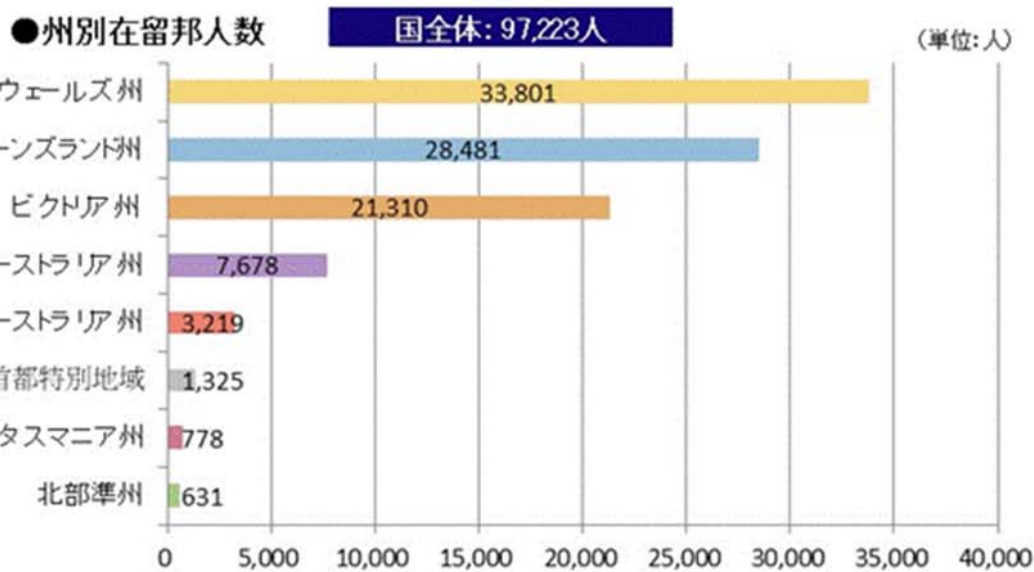
IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V-1】各州概要



【V-1】各州概要(日本との関係)

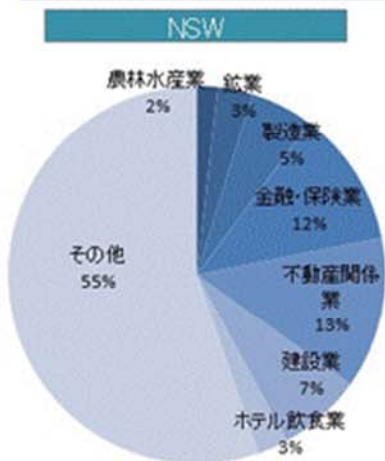


出所: ●在留邦人数: シドニー日本商工会議所資料(2019/20版)
 ※1: 原典は在豪公館調べ(在留邦人届出ベース)による(2017年10月時点)
 ※2: 長期滞在者(3カ月以上の滞在者)と永住者の合計
 ●日系企業数: 各日本商工会議所(シドニー、メルボルン、ゴールドコースト、ブリスベン、パース) 会員企業数(各HP公表ベース)

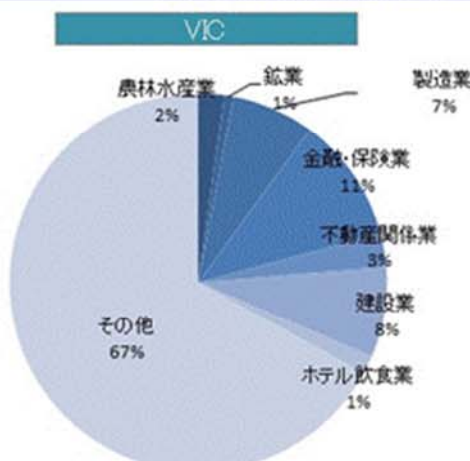
(*1) クイーンズランド州内訳: ブリスベン63社/ ゴールドコースト21社

【V-1】各州概要

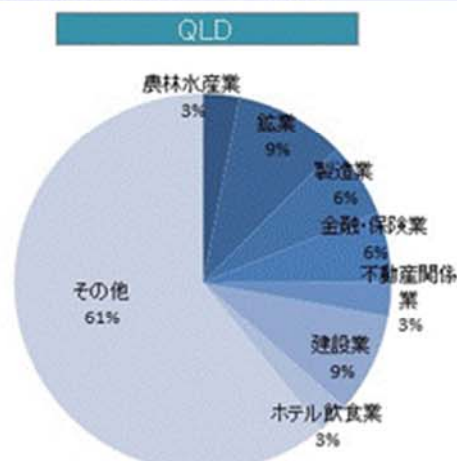
名目州内総生産(GSP)の産業別内訳(17/18年度)



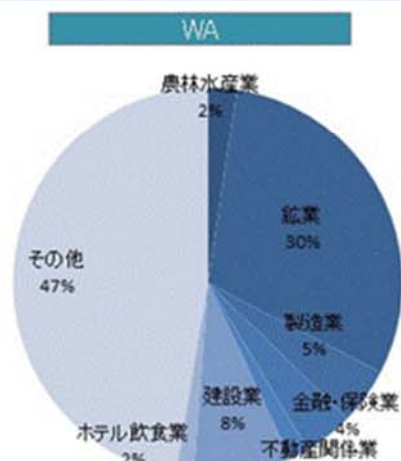
(総額: 5,933億豪ドル)



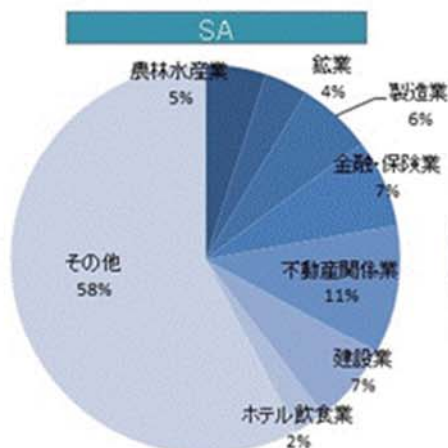
(総額: 4,240億豪ドル)



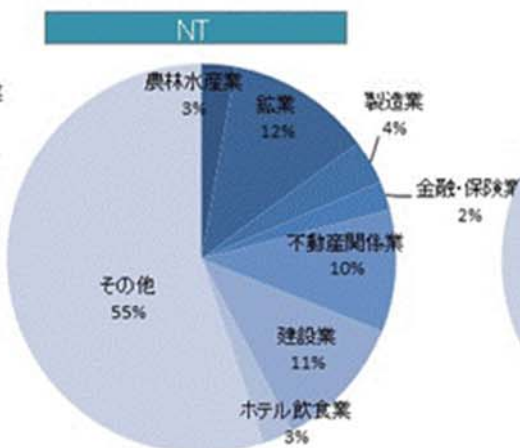
(総額: 3,395億豪ドル)



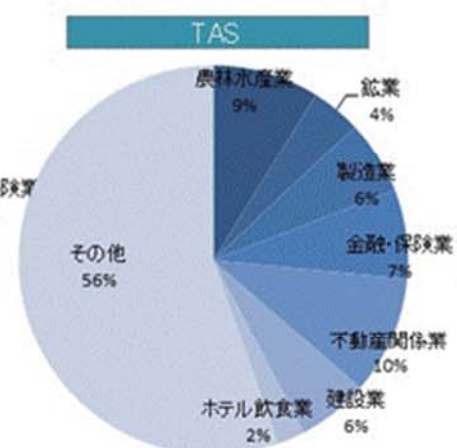
(総額: 2,594億豪ドル)



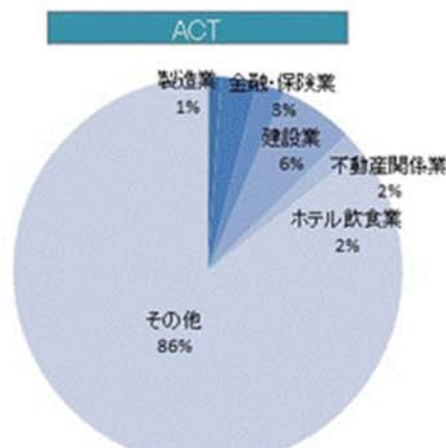
(総額: 1,060億豪ドル)



(総額: 262億豪ドル)



(総額: 303億豪ドル)



(総額: 398億豪ドル)

【V-1】ニュー・サウス・ウェールズ州概要

政治

*2019年4月現在

与党(首相) Gladys Berejiklian 自由党
野党第一党 Penny Sharpe 労働党

州議会

二院制議会

議会	任期	定員
上院	8年	42人
下院	4年	93人

政党

(単位:議席)

政党名	上院	下院
自由党*	13	35
労働党	14	36
国民党*	6	13
緑の党	3	3
漁師・釣り師党	2	3
キリスト教民主党	1	0
動物正義党	2	0
無所属	1	3

*2019年3月選挙を実施。現連立与党(自由党・国民党)が政権を維持

経済

- ✓ 同州は、人口(約799万人)・州内総生産ともにオーストラリア最大で、国全体の3割強を占めている
- ✓ 一大金融・商業都市であるシドニーがあることから、産業の金融のほか、保険、不動産、サービスの生産額のシェアが高い
- ✓ 農業や鉱業のシェアは数%と低いものの、同州で生産される石炭や小麦の多くは日本向けに輸出されている
- ✓ 中央銀行であるオーストラリア連邦準備銀行(RBA)、金融監督庁(APRA)、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)等、連邦政府関係機関の本部が置かれている
- ✓ 格付け会社のMoody'sとS&PからトリプルAの格付けを取得

(出所)シドニー日本商工会議所資料、各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行国際戦略情報部撮影)

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	2.6	2.75	2.75
年間失業率	4.8	4.75	4.5
雇用増加率	3.1	1.75	3.0
消費者物価上昇率	2.0	2.25	2.0
賃金上昇率	2.1	2.5	2.5



【V-1】ビクトリア州概要

政治

*2019年3月現在

与党(首相) Daniel Andrew 労働党
野党第一党 Michael O'Brien 自由党

政党 (単位:議席)

政党名	上院	下院
労働党	18	55
自由党	10	21
国民党	1	6
緑の党	1	3
自由民主党	2	0
DH正義党	2	0
動物正義党	1	0
漁師・釣り師党	1	0
交通問題党	1	0
Sustainable Australia	1	0
フィオナ・バットン党	1	0
無所属	1	3

州議会

議会	任期	定員
上院	4年	40人
下院	4年	88人

経済

- ✓ ビクトリア州の面積は全国土の約3%に過ぎない(日本の本州よりやや狭い程度)が、人口は約646万人でNSW州の約799万人に次いで第2位。
- ✓ 都市別でも、メルボルンの人口約484万人はシドニーの約513万人に次いで第2位でシドニーと並びオーストラリア経済の二大中心地の1つ。
- ✓ 資源大手のBHPビリトン、リオ・テイント社、国内大手銀行のANZ、NAB、通信大手TELSTRAが本社を構えている
- ✓ メルボルン港は南半球最大のコンテナ港で、乳製品と穀物の輸出拠点
- ✓ トヨタ、GMホールデン、フォードの生産拠点があり自動車製造業の中心地であったが各社撤退を発表。トヨタも2017年10月に生産終了
- ✓ 州政府は、食品加工、ライフサイエンス、農業の強化を打ち出している

(出所)シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行国際戦略情報部撮影)

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	3.5	2.75	3.0
年間失業率	5.6	5.75	4.75
雇用増加率	2.7	2.0	2.5
消費者物価上昇率	2.3	2.25	2.25
賃金上昇率	2.3	2.5	2.75



【V-1】クイーンズランド州概要

政治

*2019年3月現在

与党(首相) Annastacia Palaszczuk 労働党
野党第一党 Deb Frecklington 自由国民党

政党 (単位:議席)

政党名	
労働党	48
自由国民党	38
カッター・オーストラリア党	3
緑の党	1
ワンネーション党	1
無所属	2

州議会

一院制議会

議会	任期	定員
	3年	93人

* 次回選挙(2020年10月)以降の任期は4年

経済

- ✓ 主要産業としては、石炭と主とする鉱業、牛肉・さとうきび・綿花・穀物などの農畜産業および観光などのサービス業が中心
- ✓ 基幹産業の石炭生産量の8割以上は輸出でその内2割が日本向け
- ✓ グラッドストーンを拠点とするLNG/CSG産業は石炭と並ぶ州の基幹産業
- ✓ また、亜鉛・銅・鉛・ボーキサイトも産出
- ✓ グレートバリアリーフ等5つの世界遺産を有し観光資源が豊富であり、ケアンズ(北)、ゴールドコースト(南)を中心にホテル、ゴルフ場、不動産といった観光分野への投資も増加傾向にある
- ✓ 政府は歳出として18/19年度から4年間で458億豪ドルをインフラ開発に充て、新規鉄道のクロスリバーレールの建設、高速道路や港湾整備、病院建設などを実施予定

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	2.6	3.0	3.0
年間失業率	6.2	6.25	6.25
雇用増加率	3.1	1.5	1.5
消費者物価上昇率	1.7	2.0	2.0
賃金上昇率	2.2	2.5	2.5



(出所)シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行国際戦略情報部撮影)

【V-1】南オーストラリア州概要

政治

*2019年3月現在

与党(首相) Steve Marshall 自由党
野党第一党 Peter Malinauskas 労働党

政党 (単位:議席)

政党名	上院	下院
自由党	9	25
自由党	8	19
グリーンズ	2	0
SAベスト	2	0
豪州保守党	1	0
アドバンスSA	1	0
無所属	0	3

州議会

二院制議会

議会	任期	定員
上院	8年	22人
下院	4年	47人

経済

- ✓ 人口は約173万人でその多くがアデレードを中心とする海岸沿いに住む
- ✓ 経済規模は国内第5位で、鉄鉱石、銅、金、ウラン等の鉱物資源が豊富で、主要な輸出品目となっている。農水産業も盛んで、小麦、大麦等の穀物の8割以上が中東、中国、日本、東南アジア等の海外に輸出されているほか、世界で唯一のミナミマグロの養殖が行われており、その9割以上が日本に輸出されている。ワインの生産量は国内第1位
- ✓ 製造業は、政府系造船企業ASC等の防衛産業等が所在し、連邦政府は潜水艦12隻を仏DCNS社に発注、アデレードで建造予定
- ✓ 2017年末までに自動車産業が撤退した中、特定の産業を対象とした2億豪ドルの将来雇用基金を設立し、新規投資の呼び込みと雇用支援を実施

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	2.25	2.25	1.75
年間失業率	-	-	-
雇用増加率	2.1	1.5	1.5
消費者物価上昇率	2.2	2.25	2.25
賃金上昇率	2.1	-	-



(出所)シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行国際戦略情報部撮影)

【V-1】西オーストラリア州概要

政治

*2019年3月現在

与党(首相) Mark McGowan 労働党
野党第一党 Mike Nahan 自由党

政党 (単位:議席)

政党名	上院	下院
労働党	14	40
自由党	9	14
国民党	4	5
グリーンズ	4	0
ワンネーション党	3	0
獵師・漁民・農民党	1	0
自由民主党	1	0
無所属	0	0

州議会

二院制議会

議会	任期	定員
上院	4年	36人
下院	4年	59人

経済

- ✓ 西オーストラリア州は、国土の1/3の面積がある一方、人口はオーストラリアの約1割で、大半が州都パース近郊に集中。
- ✓ 主要産業は、鉱業と農業で、特に鉱業部門の比率は高い。鉄鉱石や天然ガス等の資源エネルギーの輸出が州経済を支える。輸出額では全体の約4割を占め、オーストラリア経済の牽引役となっている
- ✓ 日本は中国に次ぐ第2位の貿易相手国で、日本向け主要輸出品目は、鉄鉱石等の天然資源。日本が輸入する鉄鉱石の約6割、LNG・小麦の1割以上は、西オーストラリア州に依存。
- ✓ 2016年11月の州失業率は6.9%と、2002年以来最悪を記録。資源ブームの落ち着きと資源価格の下落を受け、マッガーワン政権は経済成長の鈍化に直面していたが、2017年中盤より回復の兆しが見えており、18/19年度の実質GSP成長率を3.0%と高い成長率を予測。

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	1.9	3.0	3.5
年間失業率	6.1	6.0	5.75
雇用増加率	2.3	1.75	2.0
消費者物価上昇率	0.9	1.5	2.0
賃金上昇率	1.5	1.75	2.0



(出所)シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行国際戦略情報部撮影)

【V-1】タスマニア州概要

政治

*2019年3月現在

与党(首相) Will Hodgman 自由党
野党第一党 Rebecca White 労働党

州議会

二院制議会

議会	任期	定員
上院	6年	15人
下院	4年	25人

* 上院は毎年2~3名ずつ改選

政党

(単位:議席)

政党名	上院	下院
自由党	1	13
労働党	4	10
グリーンズ党	0	2
無所属	10	0

経済

- ✓ ホバートはシドニーに次いでオーストラリアで2番目に古い街。日本の幕末時代には捕鯨船の基地でもあり、南太平洋から北洋まで出ていた
- ✓ 州総生産額は国内の2%で、人口も約53万人と少なく、他州や国外に経済は大きく依存している
- ✓ 産業構造は、豊かな自然を背景として農林水産物や鉱物資源を利用した産業が盛ん。製造業の割合が高く、金属(亜鉛・アルミニウム等)、林産品などの製造が活発。このほか本土とは異なる自然環境を生かし、観光にも力を入れている
- ✓ 近年は、タスマニア州への観光客が増加、2017年には同州への旅行者が126万人に達し、この5年間で40%も伸びている。旅行者による観光支出も5年間で67%近く増加し、サービス産業を中心に収益が増加。

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	3.3	2.25	2.75
年間失業率	6.0	6.0	5.75
雇用増加率	3.0	0.5	0.25
消費者物価上昇率	2.1	2.25	2.25
賃金上昇率	2.3	-	-



タスマニア州

(出所)シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【V-1】北部準州（ノーザンテリトリー）概要

政治

*2019年3月現在

与党(首席大臣) Michael Gunner 準州労働党
野党第一党 Gary Higgins 地方自由党

政党 (単位:議席)

政党名	
準州労働党	18
地方自由党	2
無所属	5

州議会

一院制議会

議会	任期	定員
準州議会	4年	25人

*次回選挙は2020年8月

※GSP:Gross State Product(州内総生産)

(単位:%)	17/18 実績	18/19 予算編成時	18/19 中間見通し
実質GSP成長率	1.7	2.1	2.9
年間失業率	4.2	4.9	4.9
雇用増加率	▲1.1	▲0.5	▲0.5
消費者物価上昇率	1.0	1.0	1.0
賃金上昇率	1.3	1.7	1.7

経済

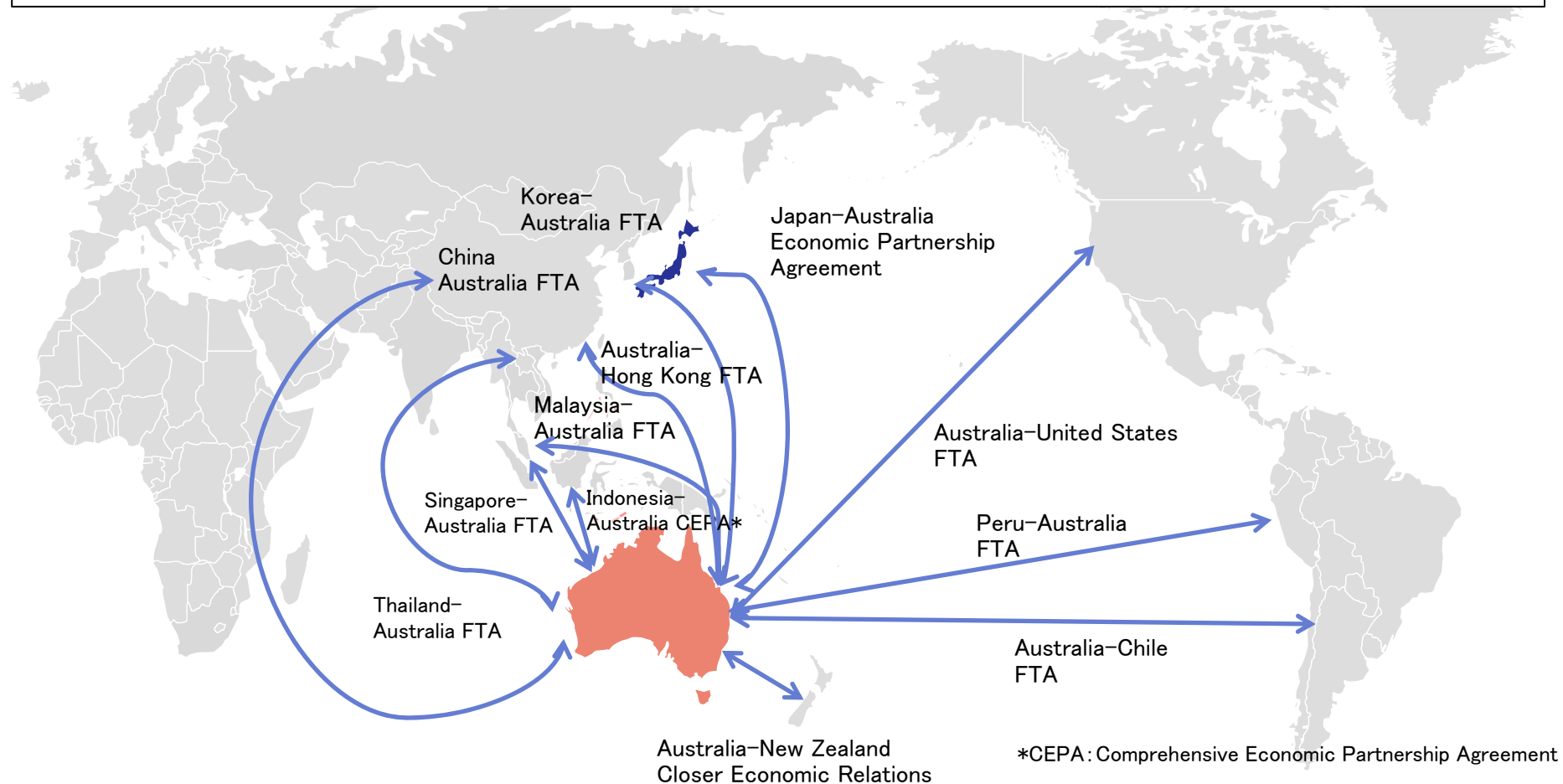
- ✓ ノーザンテリトリー最北部はトップエンドと呼ばれており州都がダーウィン
- ✓ オーストラリアと世界を結ぶ海底通信ケーブルが敷かれた重要拠点でもあった
- ✓ 人口約25万人、州内総生産が約262億豪ドルと全体のわずか約1%
- ✓ 鉱業部門が大きな割合を占める反面、北部地域における防衛力配備を反映し、政府・防衛の割合が高く、人口が少ないこと等から金融・保険・サービス業の割合が低いなどの特徴がある
- ✓ 医療・保健・教育・治安・雇用・インフラ整備等の分野が重点項目とされ、全歳出の約6割があてられている
- ✓ 17/18年度に実質GSP成長率は、イクスLNGプロジェクト建設が完了したことにより一時的に落ち込んだが、18/19年度に同プロジェクトが本格的に輸出段階になることから、小幅ながら増加が見込まれる。



(出所)シドニー日本商工会議所資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成(写真:みずほ銀行国際戦略情報部撮影)

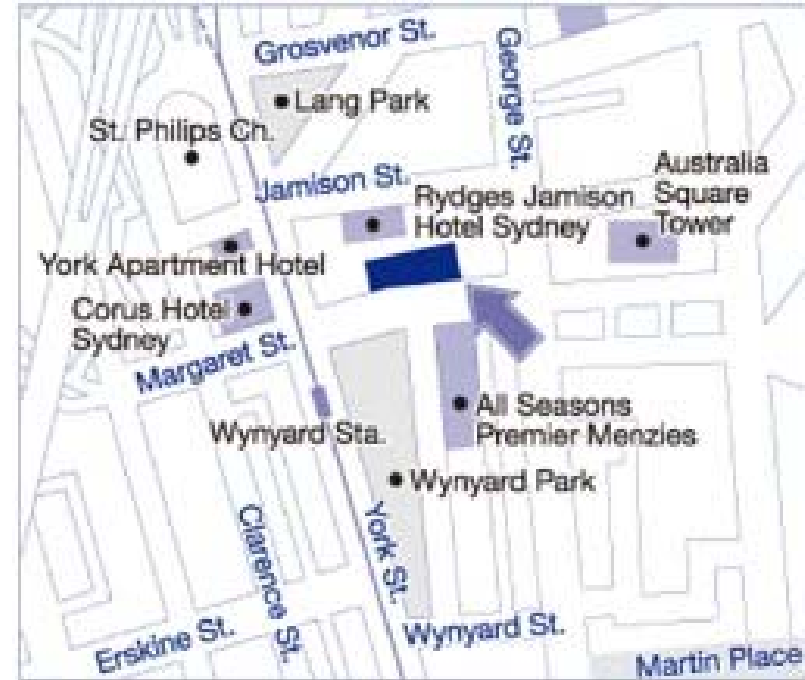
【V-2】オーストラリアのFTA・EPA締結状況

- ◆ オーストラリアは現在、ニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリ、ASEAN、マレーシア、韓国、日本、中国等とFTAを締結
- ◆ 最近の動向としては、2018年12月に環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP、いわゆるTPP11）が発効、2019年3月にインドネシアと包括的経済連携協定、香港とFTAを締結し自由貿易を推進している
- ◆ 交渉中は湾岸協力会議、太平洋同盟、東アジア地域包括的経済連携、EU、インドの1か国・4地域



【V-3】みずほ銀行 シドニー支店のご案内

所在地	Level 33, 60 Margaret Street, Sydney, N.S.W. 2000, Australia
代表電話	61-2-8273-3888
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス
タクシー：約30分

【V-4】業務提携～オーストラリア貿易投資促進庁(オーストレード)

提携先概要	
	
名称	Australian Trade and Investment Commission(Austrade)/ オーストラリア貿易投資促進庁(オーストレード)
概要	オーストラリア政府の貿易投資振興機関
代表者	Dr. Stephanie Fahey (CEO)
本部所在地	シドニー
事務所	世界49カ国(84カ所) うち、日本国内4カ所(東京、大阪、札幌、福岡)
人員数	日本国内:約40名(商務官)
主なサポート内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアへの直接投資に関する情報提供およびサポート ・オーストラリアの州・準州政府や業界団体と連携した、投資プロジェクトの推進・遂行サポート ・投資プロジェクトのご紹介 ・オーストラリア連邦・州政府の助成に関する情報提供 ・各分野・プロジェクトに精通したコンサルタントのご紹介など

*2019年9月現在

業務協力協定の締結



2015年3月24日サインングセレモニー(みずほ銀行本店にて)

オーストラリアへの
新規進出・事業拡大を検討する
日本のお客さまへのサポート体制を
一層強化

(写真:みずほ銀行撮影)

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。